

○厚生労働省令第三十二号

介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年第百二十三号）及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月十四日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第二十二條の二十一） 第二章 被保険者（第二十三條―第三十三條） 第三章 保険給付 第一節 通則（第三十四條） 第二節 認定（第三十五條―第六十條） 第三節 介護給付（第六十一條―第八十三條の八） 第四節 予防給付（第八十三條の九―第九十七條の四） 第五節 保険給付の制限等（第九十八條―第一百十三條） 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設 第一節 介護支援専門員 第一款 登録等（第一百十三條の二―第一百十三條の二十六） 第二款 登録試験問題作成機関の登録等（第一百十三條の二十七―第一百十三條の三十六） 第二節 指定居宅サービス事業者（第一百十四條―第一百三十一條） 第三節 指定地域密着型サービス事業者（第一百三十一條の二―第一百三十一條の十） 第四節 指定居宅介護支援事業者（第一百三十二條・第一百三十三條） 第五節 介護保険施設（第一百三十四條―第一百四十條） 第六節 指定介護予防サービス事業者（第一百四十條の二―第一百四十條の十九） 第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百四十條の二十一―第一百四十條の二十四）	目次 第一章 総則（第一条―第二十二條） 第二章 被保険者（第二十三條―第三十三條） 第三章 保険給付 第一節 通則（第三十四條） 第二節 認定（第三十五條―第六十條） 第三節 介護給付（第六十一條―第八十三條の八） 第四節 予防給付（第八十四條―第九十七條の四） 第五節 保険給付の制限等（第九十八條―第一百十三條） 第四章 事業者及び施設（第一百十四條―第一百四十條）

第八節 指定介護予防支援事業者（第四百四十条の二十五―第四百四十条の二十八）

第五章 地域支援事業等（第四百四十条の二十九―第四百四十条の三十二）

第六章 保険料等（第四百四十一条―第四百五十九条）

第七章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第六十条）

第八章 介護給付費審査委員会（第六百六十一条―第六百六十五条）

第九章 雑則（第六百六十五条の二―第六百六十五条の四）

第十章 施行法の経過措置等に関する規定（第六百六十六条―第六百八十一条）

附則

（保険事業勘定及び介護サービス事業勘定）

第一条 保険事業勘定においては、保険料、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、支払基金交付金、都道府県支出金、相互財政安定化事業交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債並びに諸収入をもってその歳入とし、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、相互財政安定化事業負担金、地域支援事業費、保健福祉事業費、基金積立金、公債費、予備費及び諸支出金その他の諸費をもってその歳出とする。

2 （略）

（法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設）

第四条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）、及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。

第五章 保険料等（第四百四十一条―第四百五十九条）

第六章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第六十条）

第七章 介護給付費審査委員会（第六百六十一条―第六百六十五条）

第八章 雑則（第六百六十五条の二―第六百六十五条の四）

第九章 施行法の経過措置等に関する規定（第六百六十六条―第六百八十一条）

附則

（保険事業勘定及び介護サービス事業勘定）

第一条 保険事業勘定においては、保険料、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、支払基金交付金、都道府県支出金、相互財政安定化事業交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債並びに諸収入をもってその歳入とし、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、相互財政安定化事業負担金、保健福祉事業費、基金積立金、公債費、予備費及び諸支出金その他の諸費をもってその歳出とする。

2 （略）

（法第七条第六項の厚生労働省令で定める施設）

第四条 法第七条第六項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）、及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。

(法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第五条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第六条 法第八条第四項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第八条第四項の厚生労働省令で定める者)

第七条 法第八条第四項の厚生労働省令で定める者は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

(法第八条第五項の厚生労働省令で定める基準)

第八条 法第八条第五項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)

第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健

(法第七条第六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第五条 法第七条第六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者等（同項に規定する居宅要介護者等をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要介護者等の日常生活上必要なものとする。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話とする。

(法第七条第八項の厚生労働省令で定める基準)

第六条 法第七条第八項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第七条第八項の厚生労働省令で定める者)

第七条 法第七条第八項の厚生労働省令で定める者は、保健師、看護師、理学療法士及び作業療法士とする。

(法第七条第九項の厚生労働省令で定める基準)

第八条 法第七条第九項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第七条第十項の厚生労働省令で定める者)

第九条 法第七条第十項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健

師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士とする。

（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画（法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき策定される薬学的管理指導計画）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。

3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち管理栄養士により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士とする。

（法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

第九条の二 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者等の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者等の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者等又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要介護者等の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき策定される薬学的管理指導計画）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。

3 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要介護者等の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち管理栄養士により行われるものは、居宅要介護者等の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

(法第八条第七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十条 法第八条第七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第八項の厚生労働省令で定める基準)

第十一条 法第八条第八項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設)

第十二条 法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。

(法第八条第十項の厚生労働省令で定める居宅要介護者)

第十三条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める居宅要介護者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者とする。

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設)

第十五条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 養護老人ホーム

二 軽費老人ホーム

三 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二

(法第七条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十条 法第七条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話とする。

(法第七条第十二項の厚生労働省令で定める基準)

第十一条 法第七条第十二項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第七条第十二項の厚生労働省令で定める施設)

第十二条 法第七条第十二項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。

(法第七条第十四項の厚生労働省令で定める居宅要介護者等)

第十三条 法第七条第十四項の厚生労働省令で定める居宅要介護者等は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者等とする。

(法第七条第十六項の厚生労働省令で定める施設)

第十五条 法第七条第十六項の厚生労働省令で定める施設は、軽費老人ホームとする。

十六号) 第四条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出られているもの(以下「適合高齢者専用賃貸住宅」という。)

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める事項)

第十六条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の二 法第八条第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の三 法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十七項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

(法第七条第十六項の厚生労働省令で定める事項)

第十六条 法第七条第十六項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者等の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

(法第七条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条 法第七条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入所している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

第十七条の四 法第八条第十七項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の世話を適切に行うことができるサービスの拠点とする。

(法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)
第十七条の五 法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める者)

第十七条の六 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 入居の際要介護者であつたものであつて、現に要介護者でないもの

二 入居者である要介護者(前号に該当する者を含む。次号において同じ。)の三親等以内の親族

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄する都道府県知事(地域密着型特定施設(法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設をいう。以下この項及び第十七条の八において同じ。))の場合には、当該地域密着型特定施設の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。第九十八条第八号を除き、以下同じ。))(当該地域密着型特定施設の所在地以外の市町村(以下この号において「他の市町村」という。))が行う介護保険の被保険者が入居者の場合には当該他の市町村の長)が認める者

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の七 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める事項は、

当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

（法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）

第十七条の八 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の地域密着型特定施設に同居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

（法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項）

第十七条の九 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

（法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項）

第十八条 法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者が負担しなければならない費用の額とする。

（法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項）

（法第七条第十八項の厚生労働省令で定める事項）

第十八条 法第七条第十八項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要介護者等及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要介護者等の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者等が負担しなければならない費用の額とする。

（法第七条第二十項の厚生労働省令で定める事項）

第十九条 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題並びに提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供する上での留意事項とする。

（法第八条第二十五項の厚生労働省令で定める要介護者）

第二十条 法第八条第二十五項の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

（令第四条第一項の厚生労働省令で定める基準）

第二十一条 令第四条第一項の厚生労働省令で定める基準は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）に規定する基準とする。

（法第八条第二十六項の厚生労働省令で定める要介護者）

第二十二条 法第八条第二十六項の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護療養型医療施設において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

（法第八条の二第二項等の厚生労働省令で定める期間）

第二十二条の二 法第八条の二第二項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十五項の厚生労働省令で定める期間は、居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画（同条第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）、第八十三条の九第一号ハの計画、同号ニの計画又は第八十五条の二第一号ハの

第十九条 法第七条第二十項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題並びに提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供する上での留意事項とする。

（法第七条第二十二項の厚生労働省令で定める要介護者）

第二十条 法第七条第二十二項の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

（令第四条第一項の厚生労働省令で定める基準）

第二十一条 令第四条第一項の厚生労働省令で定める基準は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）に規定する基準とする。

（法第七条第二十三項の厚生労働省令で定める要介護者）

第二十二条 法第七条第二十三項の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護療養型医療施設において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

計画において定めた期間とする。

（法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）

第二十二條の三 法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要支援者（同項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要支援者の日常生活上必要なものとする。

第二十二條の十九において同じ。）
、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

（法第八条の二第三項の厚生労働省令で定める場合）

第二十二條の四 法第八条の二第三項の厚生労働省令で定める場合は、疾病その他のやむを得ない理由により入浴の介護が必要なくとする。

（法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める基準）

第二十二條の五 法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

（法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める者）

第二十二條の六 法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

（法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準）

第二十二条の七 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要することとする。

（法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者）

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士とする。

（法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき策定される薬学的管理指導計画）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。

3 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び

指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち管理栄養士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

（法第八条の二第七項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）
第二十二条の十 法第八条の二第七項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

（法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める基準）
第二十二条の十一 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

（法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設）
第二十二条の十二 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。

（法第八条の二第十項の厚生労働省令で定める居宅要支援者）
第二十二条の十三 法第八条の二第十項の厚生労働省令で定める居宅要支援者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期

間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要支援者とする。

（法第八条の第二十項の厚生労働省令で定める施設）

第二十二條の十四 法第八条の第二十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設
- 二 介護療養型医療施設
- 三 医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する病院若しくは診療所又は令第四条第二項に規定する病床を有する病院（前号に掲げるものを除く。）

（法第八条の第二十一項の厚生労働省令で定める事項）

第二十二條の十五 法第八条の第二十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該要支援者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

（法第八条の第二十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）

第二十二條の十六 法第八条の第二十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

（法第八条の第二十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）

第二十二條の十七 法第八条の第二十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要

な日常生活上の支援とする。

（法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点
）

第二十二條の十八 法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の支援を適切に行うことができるサービスの拠点とする。

（法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の支
援）

第二十二條の十九 法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

（法第八条の二第十七項の厚生労働省令で定める要支援状態区分
）

第二十二條の二十 法第八条の二第十七項の厚生労働省令で定める要支援状態区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に掲げる要支援状態区分とする。

（法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者）

第二十二條の二十一 法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者は、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者とする。

（法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める事項）

第二十二條の二十二 法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定め

る事項は、当該居宅要支援者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要支援者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定介護予防サービス等（同項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定介護予防サービス等が提供される日時、指定介護予防サービス等を提供する上での留意事項並びに指定介護予防サービス等の提供を受けるために居宅要支援者が負担しなければならない費用の額とする。

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出）

第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等を行うことによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 入所等をしている住所地特例対象施設の名称

四・五

2 （略）

第三章 保険給付

第一節 通則

第二節 認定

（要介護認定の申請等）

（介護保険施設に入所中の者に関する届出）

第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至った際現に入所をしている介護保険施設から継続して他の介護保険施設に入所を行うことによりそれぞれの介護保険施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 入所中の介護保険施設の名称

四・五

2 （略）

第三章 保険給付

第一節 通則

第二節 認定

（要介護認定の申請等）

第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定（法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保険者以外の第二号被保険者（以下「被保険者証未交付第二号被保険者」という。）であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一（略）

二 現に要支援認定（法第十九条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）を受けている場合には当該要支援認定に係る要支援状態区分及び当該要支援認定に係る第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間（以下この条において「要支援認定有効期間」という。）の満了の日

三・四（略）

2（略）

3 法第二十七条第一項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第八条に違反したことがないこと。

二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第六条（指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十一条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設

第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定（法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保険者以外の第二号被保険者（以下「被保険者証未交付第二号被保険者」という。）であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一（略）

二 現に要支援認定（法第十九条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）を受けている場合にはその旨及び当該要支援認定に係る第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間の満了の日

三・四（略）

2（略）

基準」という。）第七条（介護老人保健施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

四 指定介護療養型医療施設基準第八条（指定介護療養型医療施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

五 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第十三条（指定地域密着型サービス基準第五十七条、第六十九条及び第八十一条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第十五条の三十九第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第一項の手続を代わって行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5 （略）

6 市町村は、現に要支援認定を受けている被保険者から法第二十七条第一項の規定による要介護認定の申請が行われ、かつ、法第三十五条第一項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第二項の規定により要支援認定を行うときであつて、当該被保険者が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至つたと認めるときは、当該申請を法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定の申請とみなし、要支援状態区分の変

3 法第二十七条第一項後段の規定により指定居宅介護支援事業者

又は介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が第一項の手続を代わって行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業者等は、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の名称を冠して記名押印しなければならない。

4 （略）

更の認定を行うものとする。

第三十七条 法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨とする。

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第三十五条第三項及び第四項の規定は、法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請について準用する。

4 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護支援事業者

二 地域密着型介護老人福祉施設

三 介護保険施設

四 地域包括支援センター

5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 指定居宅介護支援等基準第二十五条に違反したことがないこと。

二 指定介護老人福祉施設基準第三十二条(指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十一条において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。

三 介護老人保健施設基準第三十三条(介護老人保健施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。

第三十七条 法第二十七条第七項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨とする。

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第三十五条第三項の規定は、法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請について準用する。

四 指定介護療養型医療施設基準第三十一条（指定介護療養型医療施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

五 指定地域密着型サービス基準第百五十四条（指定地域密着型サービス基準第百六十九条及び第百八十一条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

六 法第六十九条の三十四に違反したことがないこと。

第四十一条 第三十六条の規定は、法第二十八条第四項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第三十七条の規定は、法第二十八条第四項において準用する法第二十七条第四項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。

この場合において、第三十七条中、「第三十五条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第四十条第一項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

2 第三十八条の規定は、法第二十八条第十項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「五月間」とあるのは「二十四月間」と、「期間」とあるのは「期間（十二月間を除く。）」と読み替えるものとする。

（要介護状態区分の変更の認定の申請等）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 第三十五条第三項及び第四項の規定は法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請について、第四十条第四項及び第五項の規定は法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。

4 市町村は、被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間

第四十一条 第三十六条の規定は、法第二十八条第四項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第三十七条の規定は、法第二十八条第四項において準用する法第二十七条第七項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。

この場合において、第三十七条中、「第三十五条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第四十条第一項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

2 第三十八条の規定は、法第二十八条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「五月間」とあるのは「二十四月間」と、「期間」とあるのは「期間（十二月間を除く。）」と読み替えるものとする。

（要介護状態区分の変更の認定の申請等）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 第三十五条第三項の規定は、法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請について準用する。

4 市町村は、被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間

の満了の日までの間において当該被保険者から法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請が行われた場合であつて、同条第二項において準用する法第二十七条第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき要介護状態区分の変更を必要ないものと認めたときは、当該申請を法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請とみなし、要介護更新認定を行うものとする。

第四十三条 第三十六条の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第三十七条の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第四項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合において、第三十七条中「第三十五条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第四十二条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

（市町村の職権により要介護状態区分の変更の認定を行う場合の手続）

第四十四条 市町村は、法第三十条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を行おうとするときは、次の事項を書面により被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第三十条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を行う旨
- 二 被保険者証を提出する必要がある旨
- 三 被保険者証の提出先及び提出期限

2

（略）

3 | 第四十条第四項及び第五項の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。

（法第三十条第二項において準用する法第二十七条第二項の厚生

の満了の日までの間において当該被保険者から法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請が行われた場合であつて、同条第二項において準用する法第二十七条第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき要介護状態区分の変更を必要ないものと認めたときは、当該申請を法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請とみなし、要介護更新認定を行うものとする。

第四十三条 第三十六条の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第三十七条の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合において、第三十七条中「第三十五条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第四十二条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

（市町村の職権により要介護状態区分の変更の認定を行う場合の手続）

第四十四条 市町村は、法第三十条第一項前段の規定により要介護状態区分の変更の認定を行おうとするときは、次の事項を書面により被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第三十条第一項前段の規定により要介護状態区分の変更の認定を行う旨
- 二 被保険者証を提出する必要がある旨
- 三 被保険者証の提出先及び提出期限

2

（略）

（法第三十条第二項において準用する法第二十七条第二項前段の

労働省令で定める事項)

第四十五条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

(法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項)

第四十六条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(要介護認定の取消しを行う場合の手続等)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 第四十条第四項及び第五項の規定は、法第三十一条第二項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。

第四十八条 第四十五条の規定は、法第三十一条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第四十六条の規定は、法第三十一条第二項において準用する法第二十七条第四項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。

この場合において、第四十五条中「法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定」とあるのは、「法第三十一条第一項の規定による要介護認定の取消し」と読み替えるものとする。

(要支援認定の申請等)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けよ

厚生労働省令で定める事項)

第四十五条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第二項前段の厚生労働省令で定める事項は、法第三十条第一項前段の規定による要介護状態区分の変更の認定に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

(法第三十条第二項前段において準用する法第二十七条第七項の厚生労働省令で定める事項)

第四十六条 法第三十条第二項前段において準用する法第二十七条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(要介護認定の取消しを行う場合の手続等)

第四十七条 (略)

2 (略)

第四十八条 第四十五条の規定は、法第三十一条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第四十六条の規定は、法第三十一条第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。

この場合において、第四十五条中「法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定」とあるのは、「法第三十一条第一項の規定による要介護認定の取消し」と読み替えるものとする。

(要支援認定の申請等)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けよ

うとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一・二（略）

三 第二号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称

2
（略）

3 法第三十二条第一項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設については、第三十五条第三項の規定を準用する。

4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5 市町村は、被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第三十二条第一項の規定による要支援認定の申請が行われた場合であつて、法第三十五条第三項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第四項の規定により要介護認定を行うときは、当該申請を法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請とみなし、要介護更新認定を行うものとする。

6 市町村は、現に要介護認定を受けている被保険者から法第三十条第一項の規定による要支援認定の申請が行われ、かつ、法第

うとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一・二（略）

三 第二号被保険者であるときは、その者の要介護状態となるおそれがある状態の原因である特定疾病の名称

2
（略）

3 法第三十二条第一項後段の規定により指定居宅介護支援事業者等が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等は、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の名称を冠して記名押印しなければならない。

三十五条第三項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第四項の規定により要介護認定を行うときであつて、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至つたと認めるときは、当該申請を法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請とみなし、要介護状態区分の変更の認定を行うものとする。

（要支援更新認定の申請等）

第五十四条 法第三十三条第二項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間（当該被保険者が法第三十三条第三項の規定により申請を行う場合にあつては、当該被保険者が当該申請の直前に受けていた要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間とする。）の満了の日

三 （略）

四 第二号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称

2・3 （略）

4 第四十条第四項及び第五項の規定は、法第三十三条第四項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。

（要支援状態区分の変更の認定の申請等）

第五十五条の二 法第三十三条の二第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしない。

（要支援更新認定の申請等）

第五十四条 法第三十三条第二項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 現に受けている要支援認定に係る要支援認定有効期間（当該被保険者が法第三十三条第三項の規定により申請を行う場合にあつては、当該被保険者が当該申請の直前に受けていた要支援認定に係る要支援認定有効期間とする。）の満了の日

三 （略）

四 第二号被保険者であるときは、その者の要介護状態となるおそれがある状態の原因である特定疾病の名称

2・3 （略）

ければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
三 現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間の満了の日

四 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

五 第二号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3 第四十九条第三項及び第四項の規定は法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定の申請について、第四十条第四項及び第五項の規定は法第三十三条の二第二項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。

4 市町村は、被保険者が現に受けている要支援認定に係る要支援認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要支援認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定の申請が行われた場合であつて、同条第二項において準用する法第三十二条第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき要支援状態区分の変更を必要ないものと認めたときは、当該申請を法第三十三条第二項の規定による要支援更新認定の申請とみなし、要支援更新認定を行うものとする。

第五十五条の三 第五十条の規定は、法第三十三条の二第二項において準用する法第三十二条第二項において準用する法第二十七条

第二項の規定による調査について、第五十一条の規定は、法第三十三條の二第二項において準用する法第三十二條第三項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合において、第五十一条中「第四十九條第一項第一号」とあるのは、「第五十五條の二第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

（市町村の職権により要支援状態区分の変更の認定を行う場合の手続）

第五十五條の四 市町村は、法第三十三條の三第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を行おうとするときは、次の事項を書面により被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めるものとする。

一 法第三十三條の三第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を行う旨

二 被保険者証を提出する必要がある旨

三 被保険者証の提出先及び提出期限

2 前項の被保険者の被保険者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 第四十條第四項及び第五項の規定は、法第三十三條の三第二項において準用する法第二十八條第五項の調査の委託について準用する。

（法第三十三條の三第二項において準用する法第三十二條第二項において準用する法第二十七條第二項の厚生労働省令で定める事項）

第五十五條の五 法第三十三條の三第二項において準用する法第三十二條第二項において準用する法第二十七條第二項の厚生労働省令で定める事項は、法第三十三條の三第一項の規定による要支援

状態区分の変更の認定に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

（法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条第三項の厚生労働省令で定める事項）

第五十五条の六 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間の満了の日
- 三 第二号被保険者である場合にあってはその旨

（要支援認定の取消しを行う場合の手続等）

第五十六条 市町村は、法第三十四条第一項の規定により要支援認定の取消しを行おうとするときは、次の事項を書面により被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めるものとする。

一 法第三十四条第一項の規定により要支援認定の取消しを行う旨

二 被保険者証を提出する必要がある旨

三 被保険者証の提出先及び提出期限

2 前項の被保険者の被保険者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 第四十条第四項及び第五項の規定は、法第三十四条第二項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。

第五十七条 第四十五条の規定は、法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項

（要支援認定の取消しを行う場合の手続等）

第五十六条 市町村は、法第三十四条第一項前段の規定により要支援認定の取消しを行おうとするときは、次の事項を書面により被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めるものとする。

一 法第三十四条第一項前段の規定により要支援認定の取消しを行う旨

二 被保険者証を提出する必要がある旨

三 被保険者証の提出先及び提出期限

2 前項の被保険者の被保険者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第五十七条 第四十五条の規定は、法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項

の規定による調査について、第四十六条の規定は、法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第三項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合において、第四十五条中「法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定」とあるのは「法第三十四条第一項の規定による要支援認定の取消し」と、第四十六条第二号中「要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間」とあるのは「要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間」と読み替えるものとする。

（介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請）

第五十九条 法第三十七条第一項の規定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一・二 （略）

三 新たに指定を受けようとする居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類又は現に指定を受けている居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類の記載の消除を求める旨
四 現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間又は現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及びその要支援認定有効期間

五 （略）

六 第二号被保険者であるときは、その者の要介護状態又は要支援状態の原因である特定疾病の名称

の規定による調査について、第四十六条の規定は、法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第三項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合において、第四十五条中「法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定」とあるのは「法第三十四条第一項の規定による要支援認定の取消し」と、第四十六条第二号中「要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間」とあるのは「要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間」と読み替えるものとする。

（介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請）

第五十九条 法第三十七条第一項前段の規定に係る居宅サービス又は施設サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一・二 （略）

三 新たに指定を受けようとする居宅サービス若しくは施設サービスの種類又は現に指定を受けている居宅サービス若しくは施設サービスの種類の記載の消除を求める旨

四 現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間又は要支援認定を受けている旨及びその要支援認定有効期間

五 （略）

六 第二号被保険者であるときは、その者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態の原因である特定疾病の名称
2 （略）

2 (略)

3 市町村は、第一項の申請を受けたときは、同項第一号に掲げる事項及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第二十七条第三項から第六項まで(第五項後段を除く。)の規定の例による。

(都道府県介護認定審査会に関する読替え)

第六十条 法第三十八条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、第三十五条第五項、第三十八条第一項第二号(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十二条第四項、第五十二条第一項第二号(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条の二第四項及び前条第三項の規定を適用する場合には、これらの規定(第三十五条第五項を除く。)中「認定審査会」とあるのは「都道府県介護認定審査会」と、同項中「認定審査会(法第十五条第一項に規定する認定審査会をいう。）」とあるのは「都道府県介護認定審査会(法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会をいう。）」とする。

第三節 介護給付

(日常生活に要する費用)

第六十一条 法第四十一条第一項並びに第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一・二 (略)

3

市町村は、第一項の申請を受けたときは、同項第一号に掲げる事項及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス又は施設サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第二十七条第六項から第九項まで(第八項後段を除く。)の規定の例による。

(都道府県介護認定審査会に関する読替え)

第六十条 法第三十八条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、第三十五条第四項、第三十八条第一項第二号(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十二条第四項、第五十二条第一項第二号(第五十五条第二項において準用する場合を含む。))及び前条第三項の規定を適用する場合には、これらの規定(第三十五条第四項を除く。)中「認定審査会」とあるのは「都道府県介護認定審査会」と、同項中「認定審査会(法第十五条第一項に規定する認定審査会をいう。）」とあるのは「都道府県介護認定審査会(法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会をいう。）」とする。

第三節 介護給付

(日常生活に要する費用)

第六十一条 法第四十一条第一項並びに第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一・二 (略)

三 特定施設入居者生活介護 次に掲げる費用

イ おむつ代

ロ その他特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(居宅介護サービス費の代理受領の要件)

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ (略)

ロ 当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。)を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となつてい

三 認知症対応型共同生活介護 次に掲げる費用

イ 食料料費

ロ 理美容代

ハ おむつ代

二 その他認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

四 特定施設入所者生活介護 次に掲げる費用

イ おむつ代

ロ その他特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(居宅介護サービス費の代理受領の要件)

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 指定居宅サービス(居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)附則第三条の規定により同法の規定に準じて講ずる措置に基づき利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。))及び特定施設入所者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ (略)

ロ 当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下この条において同じ。)を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対

とき。

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつてゐるとき。

二 (略)

二 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るものを除く。）を受けるとき。

三 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受ける場合にあつては、特定施設入居者生活介護を行う者から市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に対し、入居者である居宅要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類が提出されてゐるとき。

（審査及び支払の事務の一部を受託できる法人）

第六十五条の二 法第四十一条第十一項（法第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の二第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に対して行うものとする。

（日常生活に要する費用）

象となつてゐるとき。

ハ (略)

二 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護（有料老人ホームに係るものを除く。）を受けるとき。

三 特定施設入所者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。以下この号において同じ。）を受ける場合にあつては、特定施設入所者生活介護を行う者から市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に対し、入所者である居宅要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類が提出されてゐるとき。

第六十五条の三 法第四十二条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 認知症対応型通所介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ おむつ代

ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 小規模多機能型居宅介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 宿泊に要する費用

ハ おむつ代

ニ その他小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

三 認知症対応型共同生活介護 次に掲げる費用

イ 食材料費

ロ 理美容代

ハ おむつ代

ニ その他認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

四 地域密着型特定施設入居者生活介護 次に掲げる費用

イ おむつ代

ロ その他地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに

係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 居住に要する費用

ハ 理美容代

ニ その他地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。)、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要介護被保険者が法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となつているとき。

ロ 当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となつているとき。

八 当該居宅要介護被保険者が当該指定地域密着型サービスを含む指定地域密着型サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。

二 居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び適居高齢者専用賃貸住宅に係るものを除く。）及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けるとき。

四 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び適居高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受ける場合にあつては、地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者から市町村（法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に対し、入居者である居宅要介護被保険者に代わり地域密着型介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類が提出されているとき。

（準用）

第六十五条の五 第六十三条第一項及び第六十五条の規定は、要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者」と、「同条第四項第一号又は第二号」とあるのは「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（居宅サービス等区分）

第六十六条 法第四十三条第一項に規定する居宅サービス等区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。）からなる区分とする。

（居宅介護サービス費等の上限額の算定方法等）

第六十八条 要介護認定に係る要介護状態区分が変更された場合における当該月の法第四十三条第一項の規定により算定する額は、当該月において最も介護の必要の程度が高い要介護状態区分に応じた居宅介護サービス費等区分支給限度基準額（同条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額をいう。以下同じ。）とする。

2 要支援認定を受けていた被保険者が要介護認定を受けた場合における当該月の法第四十三条第一項の規定により算定する額は、当該要介護認定に係る要介護状態区分に応じた居宅介護サービス費等区分支給限度基準額とする。この場合において、同項に規定する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の総額並びに地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費の額の合計額を算定するに当たっては、当該月において支給されるべき介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。

（居宅サービス区分）

第六十六条 法第四十三条第一項に規定する居宅サービス区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護（構造改革特別区域法附則第三条の規定により同法の規定に準じて講ずる措置に基づき利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。）及び福祉用具貸与からなる区分とする。

（居宅介護サービス費等の上限額の算定方法等）

第六十八条 要介護認定に係る要介護状態区分が変更された場合における当該月の法第四十三条第一項の規定により算定する額は、当該月において最も介護の必要の程度が高い要介護状態区分に応じた居宅介護サービス費等区分支給限度基準額（同条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額をいう。以下同じ。）とする。

2 要支援認定を受けていた被保険者が要介護認定を受けた場合における当該月の法第四十三条第一項の規定により算定する額は、当該要介護認定に係る要介護状態区分に応じた居宅介護サービス費等区分支給限度基準額とする。この場合において、同項に規定する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の合計額を算定するに当たっては、当該月において支給されるべき居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費は、当該月において居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費として支給されるものとみなす。

3 (略)

(居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)

第六十九条 法第四十三条第四項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護とする。

2 (略)

3 前条第一項及び第二項の規定は法第四十三条第四項の規定により算定する額について、前条第三項の規定は法第四十三条第四項に規定する合計額について準用する。この場合において、前条第一項中「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額(同条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額をいう。以下同じ」とあるのは、「居宅介護サービス費等種類支給限度基準額(同条第五項に規定する居宅介護サービス費等種類支給限度基準額をいう」と読み替えるものとする。

(居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)

第七十条 (略)

2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第七十二条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第八条第十三項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について

3 (略)

(居宅介護サービス費種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)

第六十九条 法第四十三条第四項に規定する居宅サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び福祉用具貸与とする。

2 (略)

3 前条第一項及び第二項の規定は法第四十三条第四項の規定により算定する額について、前条第三項の規定は法第四十三条第四項に規定する合計額について準用する。この場合において、前条第一項中「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額(同条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額をいう。以下同じ」とあるのは、「居宅介護サービス費種類支給限度基準額(同条第五項に規定する居宅介護サービス費種類支給限度基準額をいう」と読み替えるものとする。

(居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)

第七十条 (略)

2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第七十二条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第四十四条第一項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は居宅支援福祉用具購入費が支給されている場合には、支給しないもの

居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなつた場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

（居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第七十三条 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（居宅介護住宅改修費の支給の申請）

第七十五条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称

二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日

三 介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であつて、当該申請に係る住宅改修について必要と認め

とする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなつた場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

（居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第七十三条 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの居宅支援福祉用具購入費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（居宅介護住宅改修費の支給の申請）

第七十五条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工した者の氏名又は名称

二 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日

られる理由が記載されているもの

四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの

五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日

六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証

七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。

3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第七十六条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一・二 （略）

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

2 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

一 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証

二 介護支援専門員その他要介護者等からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であつて、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの

三 当該申請に係る住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等

3 第一項の申請に係る住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、同項の申請書に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第七十六条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一・二 （略）

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

2 （略）

（居宅介護サービス計画費の代理受領の手続）

第七十七条 法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつき市町村に届け出ようとする居宅要介護被保険者は、当該指定居宅介護支援を行う指定居宅介護支援事業者の名称並びに事業所の名称及び所在地を記載した届書に被保険者証を添付して届出を行わなければならない。

2 （略）

（領収証）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定施設サービス等について要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）

第八十三条の五 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

（居宅介護サービス計画費の代理受領の手続）

第七十七条 法第四十六条第四項により指定居宅介護支援を受けることにつき市町村に届け出ようとする居宅要介護被保険者は、当該指定居宅介護支援を行う指定居宅介護支援事業者の名称並びに事業所の名称及び所在地を記載した届書に被保険者証を添付して届出を行わなければならない。

2 （略）

（領収証）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定施設サービス等について要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）

第八十三条の五 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスという。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

二・三（略）

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（当該世帯又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスという。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月、五月又は六月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

二・三（略）

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に

税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ イに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

八・二（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならぬ。

一・二（略）

三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地

四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費の見込額に九十分の十を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ イに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

八・二（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならぬ。

一・二（略）

三 指定施設サービス等を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス等を受けている介護保険施設の名称及び所在地

四 前号の介護保険施設に入所し、又は入院した年月日

五 (略)

2
10 (略)

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第八十三条の八 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかつたために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払つた要介護被保険者について、その提示できなかつたことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。

2
4 (略)

第四節 予防給付

(介護予防サービス費の支給の要件)

第八十三条の九 法第五十三条第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)が指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)(介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要支援被保険者が法第五十八条第四項の規定によ

五 (略)

2
10 (略)

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第八十三条の八 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかつたために食事の提供に要する費用及び居住等に要する費用として食費の基準費用額(法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払つた要介護被保険者について、その提示できなかつたことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。

2
4 (略)

第四節 予防給付

り同条第一項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつていないとき。

ロ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援（法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつていないとき。

ハ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第六十六条第二号の規定により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となつていないとき。

ニ 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであつて、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。

二 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。

（日常生活に要する費用）

第八十四条 法第五十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十四条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号

（日常生活に要する費用）

第八十四条 法第五十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十四条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号

に掲げる介護予防サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション 次
に掲げる費用

イ・ロ (略)

ハ その他介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護
次に掲げる費用

イ・ハ (略)

ニ その他介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

三 介護予防特定施設入居者生活介護 次に掲げる費用

イ (略)

ロ その他介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

第八十五条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「第六条、第八条又は第十一条」とあるのは「第二十二條の五、第二十二條の七又は第二十二條の十一」と、第六十二条第二項中「第十三条」とあるのは「第二十二條の十三」と、第六十五条中「第四十一条第八

に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 通所介護及び通所リハビリテーション 次に掲げる費用

イ・ロ (略)

ハ その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 短期入所生活介護及び短期入所療養介護 次に掲げる費用

イ・ハ (略)

ニ その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

三 特定施設入所者生活介護 次に掲げる費用

イ (略)

ロ その他特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

第八十五条 第六十二条から第六十五条までの規定は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に係る居宅支援サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十四条第一号及び第二号中「認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」とあるのは「及び特定施設入所者生活介護」と、第六十五条中「同条第

項」とあるのは「第五十三条第七項において準用する法第四十一条第八項」と、「同条第四項第一号又は第二号」とあるのは「法第五十三条第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（地域密着型介護予防サービス費の支給の要件）

第八十五条の二 法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要支援被保険者が法第五十八条第四項の規定により指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつてゐるとき。

ロ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつてゐるとき。

ハ 当該居宅要支援被保険者が当該指定地域密着型介護予防サービスを含む指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであつて、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。

二 居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三 介護予防認知症対応型共同生活介護を受けるとき。

四項第一号又は第二号」とあるのは「法第五十三条第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（日常生活に要する費用）

第八十五条の三 法第五十四条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十四条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 介護予防認知症対応型通所介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ おむつ代

ハ その他介護予防認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 介護予防小規模多機能型居宅介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 宿泊に要する費用

ハ おむつ代

ニ その他介護予防小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

三 介護予防認知症対応型共同生活介護 次に掲げる費用

イ 食材料費

ロ 理美容代

ハ おむつ代

ニ その他介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

第八十五条の四 第六十三条第一項及び第六十五条の規定は、居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費の支給について準用する。この場合において、**第六十五条中「第四十一条第八項」とあるのは「第五十四条の二第九項において準用する法第四十一条第八項■と、「同条第四項第一号又は第二号」とあるのは「法第五十四条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。**

(介護予防サービス等区分)

第八十五条の五 法第五十五条第一項に規定する介護予防サービス等区分は、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防福祉用具貸与並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第八十八条第一項において同じ。)からなる区分とする。

(介護予防サービス費等に係る区分支給限度額管理期間)

第八十六条 (略)

(介護予防サービス費等の上限額の算定方法等)

第八十七条 要支援認定に係る要支援状態区分が変更された場合における当該月の法第五十五条第一項の規定により算定する額は、当該月において最も支援の必要の程度が高い要支援状態区分に応じた介護予防サービス費等区分支給限度基準額(同条第二項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。以下同じ。)とする。

(居宅支援サービス費等に係る区分支給限度額管理期間)

第八十六条 (略)

(居宅支援サービス費等の上限額の算定方法等)

第八十九条 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

2 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第九十一条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

（介護予防福祉用具購入費の支給の申請）

第九十条 介護予防福祉用具購入費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定介護予防福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名
 - 二 当該申請に係る特定介護予防福祉用具の購入に要した費用及び購入を行った年月日
 - 三 当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要である理由
- 2 前項の申請書には、当該申請に係る特定介護予防福祉用具の購入に係る領収証及び当該特定介護予防福祉用具のパッケージその他の当該特定介護予防福祉用具の概要を記載した書面を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画を添

第八十九条 居宅支援福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

2 居宅支援福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第九十一条に規定する居宅支援福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は居宅支援福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る居宅支援福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

（居宅支援福祉用具購入費の支給の申請）

第九十条 居宅支援福祉用具購入費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名
 - 二 当該申請に係る特定福祉用具の購入に要した費用及び購入を行った年月日
 - 三 当該申請に係る特定福祉用具が必要である理由
- 2 前項の申請書には、当該申請に係る特定福祉用具の購入に係る領収証及び当該特定福祉用具のパッケージその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画を添付し

付した場合であつて、当該介護予防サービス計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

（介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間）

第九十一条 法第五十六条第四項の厚生労働省令で定める期間は、毎年四月一日からの十二月間（次条において「介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間」という。）とする。

（介護予防福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合）

第九十三条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

（介護予防住宅改修費の支給の申請）

第九十四条 介護予防住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、住宅改修を行おうとするときには、あらかじめ、**第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類等を提出しなければならぬ。**

た場合であつて、当該居宅サービス計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

（居宅支援福祉用具購入費支給限度額管理期間）

第九十一条 法第五十六条第四項の厚生労働省令で定める期間は、毎年四月一日からの十二月間（次条において「居宅支援福祉用具購入費支給限度額管理期間」という。）とする。

（居宅支援福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅支援福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（居宅支援住宅改修費の支給が必要と認める場合）

第九十三条 居宅支援住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

（居宅支援住宅改修費の支給の申請）

第九十四条 居宅支援住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
 - 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
 - 三 介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であつて、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
 - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 | 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、**住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。**

- 3 | **住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要支援被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。**

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)
第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工した者の氏名又は名称
- 二 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日

- 2 | 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
い。

- 一 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 二 介護支援専門員その他要介護者等からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成した書類であつて、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
 - 三 当該申請に係る住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等
- 3 | **第一項の申請に係る住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要支援被保険者でない場合には、同項の申請書に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。**

(居宅支援住宅改修費の上限額の算定方法)
第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

三 （略）

（介護予防サービス計画費の代理受領の手続）

第九十五条の二 法第五十八条第四項の規定により指定介護予防支援を受けることにつき市町村に届け出ようとする居宅要支援被保険者は、当該指定介護予防支援を行う指定介護予防支援事業者の名称並びに事業所の名称及び所在地を記載した届書に被保険者証を添付して届出を行わなければならない。

2 市町村は、前項の規定により届け出られた当該指定介護予防支援を行う指定介護予防支援事業者の名称を被保険者証に記載するものとする。

（準用）

第九十六条 第七十八条の規定は、法第五十八条第七項において法第四十一条第八項の規定を準用する場合について準用する。

（介護予防サービス費等の額の特例）
第九十七条 （略）

一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する居宅支援住宅改修費支給限度基準額

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

三 （略）

（準用）

第九十六条 第七十七条の規定は、法第五十八条第四項において法第四十六条第四項の規定を準用する場合について、第七十八条の規定は、法第五十八条第四項において準用する法第四十六条第七項において法第四十一条第八項の規定を準用する場合について準用する。

（居宅支援サービス費等の額の特例）
第九十七条 （略）

2 (略)

(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービス(法第六十一条の二第一項に規定する特定介護予防サービス)をいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護予防サービスに係る特定入所者介護予防サービス費(法第六十一条の二第一項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

三 (略)

(準用)

第九十七条の四 第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

2 (略)

(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護について居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定居宅サービス(法第六十一条の二第一項に規定する特定居宅サービス)をいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定居宅サービスを受ける日の属する月が四月、五月又は六月の場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定居宅サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定居宅サービスに係る特定入所者支援サービス費(法第六十一条の二第一項に規定する特定入所者支援サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

三 (略)

(準用)

第九十七条の四 第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、特定入所者支援サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三條の六第一項		前条		第九十七條の三	
要介護被保険者		居宅要支援被保険者			
第八十三條の六第二項		同項第一号		同項第一号	
要介護被保険者		居宅要支援被保険者			
第八十三條の六第四項		要介護被保険者		居宅要支援被保険者	
要介護被保険者		居宅要支援被保険者			
第八十三條の六第五項		前条		第九十七條の三	
要介護被保険者		居宅要支援被保険者			
第八十三條の六第七項、第九項及び第十項		要介護被保険者		居宅要支援被保険者	
第八十三條の七		前条		第九十七條の四において準用する前条	
要介護被保険者		居宅要支援被保険者			
特定介護保険施設等（		特定介護サービス		特定介護予防サービス	
特定介護サービス		特定介護サービス		特定介護サービス	

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の六第一項		第八十三条の六第二項		第八十三条の六第四項		第八十三条の六第五項		第八十三条の六第七項、第九項及び第十項		第八十三条の七	
前条	要介護被保険者	同項第一号及び第四号	要介護被保険者	要介護被保険者	要介護被保険者	前条	要介護被保険者	要介護被保険者	前条	要介護被保険者	要介護被保険者
第九十七条の三	居宅要支援被保険者	同項第一号	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者	第九十七条の三	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者	第九十七条の四において準用する前条	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者
特定居宅サービス事業	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス	特定居宅サービス

	第八十三条の 八第一項	法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	事業者（法第六十一条の二第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）	特定介護予防サービス事業者	滞在	居住又は滞在（以下「居住等」という。）	食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	要介護被保険者	食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）
	第八十三条の 八第一項	法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	事業者（法第六十一条の二第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）	特定介護予防サービス事業者	滞在	居住等	食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	要介護被保険者	食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）

第八十三条の 八第二項						特定入所者介護サ ービス費	特定入所者介護予防サ ービス費	居住費の負担限度額（ 法第五十一条の二第二 項第二号に規定する居 住費の負担限度額をい う。第三項において同 じ。）	滞在費の負担限度額（ 法第六十一条の二第二 項第二号に規定する滞 在費の負担限度額をい う。第三項において同 じ。）
	要介護被保険者	特定介護保険施設等	特定介護サービス	特定介護予防サービス	居宅要支援被保険者				
第八十三条の 八第三項						居住等	滞在	第三号の特定介護保険 施設等に居住し、又は 滞在中の期間	滞在費の負担限度額
	居住費の負担限度額								

（支払方法変更の記載方法）

第百一条 支払方法変更の記載は、法第二十七条第七項後段（法第

第八十三条の 八第二項						特定入所者介護サ ービス費	特定入所者支援サ ービス費	居住費の負担限度額（ 法第五十一条の二第二 項第二号に規定する居 住費の負担限度額をい う。第三項において同 じ。）	滞在費の負担限度額（ 法第六十一条の二第二 項第二号に規定する滞 在費の負担限度額をい う。第三項において同 じ。）
	要介護被保険者	特定介護保険施設等	特定介護サービス	特定介護予防サービス	居宅要支援被保険者				
第八十三条の 八第三項						居住等	滞在	第三号の特定介護保険 施設等に居住し、又は 滞在中の期間	滞在費の負担限度額
	居住費の負担限度額								

（支払方法変更の記載方法）

第百一条 支払方法変更の記載は、法第二十七条第十項後段（法第

二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（法第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定により認定（法第六十九条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

2
（略）

（保険給付差止の記載方法等）

第一百七条 保険給付差止の記載（法第六十八条第一項に規定する保険給付差止の記載をいう。以下同じ。）は、次の事項を書面により第二号被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めて行うものとする。ただし、法第二十七条第七項後段（法第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（法第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定により認定の結果を被保険者証に記載する際にこれを行う場合は、この限りでない。

一 三 （略）

（給付額減額等の記載方法等）

第一百十二条 法第六十九条第一項の規定による給付額減額等の記載は、法第二十七条第七項後段（法第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（法第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定により認定の結果を被保険者証に記載する際に行うものと

二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定により認定（法第六十九条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

2
（略）

（保険給付差止の記載方法等）

第一百七条 保険給付差止の記載（法第六十八条第一項に規定する保険給付差止の記載をいう。以下同じ。）は、次の事項を書面により第二号被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めて行うものとする。ただし、法第二十七条第十項後段（法第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定により認定の結果を被保険者証に記載する際にこれを行う場合は、この限りでない。

一 三 （略）

（給付額減額等の記載方法等）

第一百十二条 法第六十九条第一項の規定による給付額減額等の記載は、法第二十七条第十項後段（法第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定により認定の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

する。

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 介護支援専門員

第一款 登録等

（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験）
第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。

一 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 イ又は口に掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において「老人福祉施設」という。）、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター及び同法第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福

第四章 事業者及び施設

祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設及び同法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者自立支援法第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者

三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（次号において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行うものに限る。）、知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する行動援助を行う事業その他これらに準ずる

る事業の従事者又はこれに準ずる者

四 前号イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間

(介護支援専門員実務研修受講試験)

第百十三条の三 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験(以下「実務研修受講試験」という。)は、介護支援専門員の業務に関し、次に掲げる基礎的知識及び技術を有することを確認することを目的として行われるものとする。

一 介護保険制度に関する基礎的知識

二 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術

三 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術

四 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

(介護支援専門員実務研修)

第百十三条の四 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者について、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものとする。

2 介護支援専門員実務研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術並びにその他の介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

3 介護支援専門員実務研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程に

において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

（登録を受けることができる都道府県）

第百十三条の五 二以上の都道府県において介護支援専門員実務研修を修了した者は、当該研修を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

（介護支援専門員資格登録簿に登録する事項）

第百十三条の六 法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 介護支援専門員実務研修の受講の開始年月日及び修了年月日
- 二 別に厚生労働大臣が定める事項

（登録の申請）

第百十三条の七 法第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日及び住所その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

（登録の通知等）

第百十三条の八 都道府県知事は、法第六十九条の二第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の各号に掲げる事項を当該登録に係る者に通知しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所
- 四 登録番号
- 五 登録年月日

2 都道府県知事は、法第六十九条の二第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

- 一 法第六十九条の二第一項の実務の経験を有する者以外の者
- 二 法第六十九条の二第一項各号のいずれかに該当する者
- 三 他の都道府県知事の登録を現に受けている者

（法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設）

第百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- 二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者
- 三 介護保険施設
- 四 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- 五 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- 六 指定介護予防支援事業者
- 七 地域包括支援センター

（介護支援専門員の登録の移転の申請）

第百十三条の十 法第六十九条の三の規定による登録の移転を申請しようとする者は次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 登録番号

三 登録をしている都道府県知事

（登録の移転の通知）

第百十三条の十一 都道府県知事は、法第六十九条の三の規定による登録の移転をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の移転の申請をした者及び当該登録をしていた都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の変更の届出事項）

第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。

（死亡等の届出）

第百十三条の十三 法第六十九条の五の規定による届出をしようとする者は、届書にその届出に係る法第六十九条の二第一項の登録を受けている者が法第六十九条の五各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（登録の消除）

第百十三条の十四 都道府県知事は、法第六十九条の六の規定により登録を消除したときは、その理由を示して、その登録の消除に係る者、相続人、後見人又は保佐人に通知しなければならない。

（監督処分の記事）

第百十三条の十五 都道府県知事は、法第六十九条の三十八第二項の規定による指示若しくは命令又は同条第三項の規定による禁止の処分をしたときは、その内容、指示若しくは命令した年月日及び業務禁止の場合はその業務禁止期間を法第六十九条の二第二項

の介護支援専門員資格登録簿（以下「介護支援専門員資格登録簿」という。）に記載するものとする。

（法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修）

第百十三条の十六 法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「再研修」という。）は、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得を図り、介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。

2 再研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術並びにその他の介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

3 再研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

（法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定める期間）

第百十三条の十七 法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

（更新研修）

第百十三条の十八 法第六十九条の八第二項本文に規定する更新研修（以下「更新研修」という。）は、介護支援専門員として、必要な専門的知識及び技術を維持し、介護支援専門員としての知識及び技術の確認並びに資質の向上を図ることを目的として行われ

るものとする。

2 更新研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に関するものをその主たる内容とし、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

3 更新研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

（法第六十九条の八第二項ただし書の規定により指定する研修の課程）

第百十三条の十九 都道府県知事は次の各号のいずれかに該当するものでなければ法第六十九条の八第二項ただし書の研修として指定してはならない。

- 一 当該研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県知事が認める者が実施するものであること。
- 二 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

（介護支援専門員証の交付の申請）

第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所
- 二 登録番号

三 法第六十九条の二第一項の登録を受けた日から五年を経過しているか否かの別

2 介護支援専門員証の交付を申請しようとする者（法第六十九条

の二第一項の登録を受けた日から五年以内に交付を申請しようとする者及び次項に規定する者のうち既に介護支援専門員証の交付を受けている者を除く。）は、交付申請書に法第六十九条の七第二項の研修を修了した旨の証明を受け、又は交付申請書に当該研修を修了した旨の証明書を添付しなければならない。

3 法第六十九条の三の規定による登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、第六十三条の十の登録の移転に係る申請書と交付申請書を併せて、提出しなければならない。この場合において、交付申請書には前二項に掲げる事項は記載することを要しないものとする。

（介護支援専門員証の記載事項及び様式）

第六十三条の二十一 介護支援専門員証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 介護支援専門員の氏名、生年月日及び住所

二 登録番号

三 介護支援専門員証の交付年月日

四 介護支援専門員証の有効期間の満了する日

2 介護支援専門員証の様式は、様式第十号によるものとする。

（介護支援専門員証の交付の記載）

第六十三条の二十二 都道府県知事は、介護支援専門員証を交付したときは、交付年月日及び有効期間の満了する日を介護支援専門員資格登録簿に記載するものとする。

（介護支援専門員証の書換え交付）

第六十三条の二十三 介護支援専門員は、その氏名又は住所を変更したときは、法第六十九条の四の規定による変更の届出とあわせて、介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付した申請書

により行うものとする。

- 3 介護支援専門員証の書換え交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

（登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付）

- 第百十三条の二十四 法第六十九条の三の規定による登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があつた場合における介護支援専門員証の交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

（介護支援専門員証の再交付等）

- 第百十三条の二十五 介護支援専門員は、介護支援専門員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた都道府県知事に介護支援専門員証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。

- 3 汚損又は破損を理由とする介護支援専門員証の再交付は、汚損し、又は破損した介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

- 4 介護支援専門員は、介護支援専門員証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した介護支援専門員証を発見したときは、速やかに、発見した介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

（介護支援専門員証の有効期間の更新）

- 第百十三条の二十六 介護支援専門員証の有効期間の更新の申請は、新たな介護支援専門員証の交付を申請することにより行うもの

とする。

2 前項の新たな介護支援専門員証の交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに行うものとする。

3 第百十三条の二十第一項及び第二項の規定は、第一項の交付申請について準用する。

第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等

(登録試験問題作成機関の登録の申請)

第百十三条の二十七 法第六十九条の十三の規定に基づき登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

二 試験問題作成事務（法第六十九条の十一第一項に規定する試験問題作成事務をいう。以下同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 申請者の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

四 試験問題作成事務の開始の予定年月日

五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

七 当該申請に関する意思の決定を証する書類

八 役員の氏名及び略歴に関する書類

九 現に行っている業務の概要に関する書類

十 試験問題作成事務の実施の方法に関する計画に関する書類

十一 申請者が法第六十九条の十二各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面

十二 法別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄

に掲げる試験委員により問題の作成及び合格の基準の設定が行われるものであることを証する書類

十三 試験委員の略歴に関する書類

十四 法第六十九条の十三第二号ロに規定する試験問題作成事務の信頼性を確保するための措置を講じたことを証する書類として、次に掲げるもの

イ 法第六十九条の十三第二号イに規定する専任の管理者及び同号八に規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類

ロ 試験問題作成事務に係る秘密の保持の方法に関する書類

ハ 試験問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する書類

ニ 試験委員の選任及び解任の方法に関する書類

ホ 試験問題作成事務に係る公正の確保に関する書類

十五 その他参考となる事項に関する書類

(登録試験問題作成機関登録簿)

第百十三条の二十八 法第六十九条の十一第一項の規定による登録は、登録試験問題作成機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験問題作成機関（法第六十九条の十一第一項に規定する登録試験問題作成機関をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地

三 役員の氏名

四 試験委員の氏名

(信頼性の確保のための措置)

第百十三条の二十九 法第六十九条の十三第二号ロの厚生労働省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 試験問題作成事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験

の合格の基準に関することを含む。）に関する書類が作成されていること。

二 試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を行わないこと。

（登録事項の変更の届出）

第百十三条の三十 登録試験問題作成機関は、法第六十九条の第十四第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣及び委任都道府県知事（法第六十九条の第十四第二項に規定する委任都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 登録試験問題作成機関は、法第六十九条の十五又は法第六十九条の十六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任された役員又は試験委員の氏名

二 選任又は解任の年月日

三 選任又は解任の理由

四 選任の場合にあつては、選任された者の略歴

五 役員の選任の場合にあつては、当該役員が法第六十九条の十二第三号に該当しない者であることを誓約する書面

六 試験委員の選任又は解任の場合にあつては、法別表の上欄に掲げる科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び合格の基準の設定が行われるものであることを証する書類

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が法第六十九条の十二第三号に該当する場合又は法第六十九条の十三第一号に掲げる要件に適合しない場合を

除き、届出があつた事項を登録試験問題作成機関登録簿に記載しなければならない。

（試験問題作成事務規程）

第百十三条の三十一 登録試験問題作成機関は、法第六十九条の十八第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、試験問題作成事務の開始前に、申請書に試験問題作成事務規程を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第六十九条の十八第一項の厚生労働省令で定める試験問題作成事務の実施に関する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 試験問題作成事務の実施に関する事項
- 二 試験問題作成事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 三 帳簿（法第六十九条の二十に規定する帳簿をいう。第百十三条の三十四第二項及び第三項並びに第百十三条の三十六において同じ。）その他の試験問題作成事務に関する書類の管理に関する事項
- 四 その他試験問題作成事務の実施に関し必要な事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百十三条の三十二 法第六十九条の十九第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第百十三条の三十三 法第六十九条の十九第二項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験問題作成機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び次条第二項において同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用

する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次条第二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

（帳簿の備付け等）

第百十三条の三十四 法第六十九条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験年
- 二 終了した試験の問題
- 三 試験の合格の基準に関する書類
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験問題作成機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録試験問題作成機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、試験問題作成事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（試験問題作成事務の休廃止の許可の申請）

第百十三条の三十五 登録試験問題作成機関は、法第六十九条の二十三第一項の規定により試験問題作成事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載

した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験問題作成事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(試験問題作成事務の引継ぎ等)

第百十三条の三十六 登録試験問題作成機関は、法第六十九条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験問題作成事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第六十九条の二十四第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消された場合又は法第六十九条の二十五第一項の規定により委任都道府県知事が試験問題作成事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験問題作成事務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 試験問題作成事務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他委任都道府県知事が必要と認める事項

第二節 指定居宅サービス事業者

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 五 (略)
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百十四条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 五 (略)
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住

住所及び経歴

七〇十（略）

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十二 法第七十条第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第二号から第十一号まで）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る

所

七〇十（略）

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等)

第十五条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 十 (略)

十一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十三 誓約書

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定

(指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請)

第十五条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 十 (略)

十一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十三 その他指定に関し必要と認める事項

居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定訪問看護事業者に係る指定の申請等）

第一百六条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三 六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し

八 十一 （略）

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十三 誓約書

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

（指定訪問看護事業者に係る指定の申請）

第一百六条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

三 六 （略）

七 事業所の管理者の氏名及び住所並びに免許証の写し

八 十一 （略）

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三 六 （略）

（指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

三 六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・九 (略)

十 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十一 誓約書

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等)

第百十八条 法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に

七 事業所の管理者の氏名及び住所

八・九 (略)

十 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十一 その他指定に関し必要と認める事項

(指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請)

第百十八条 法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に

掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三（略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・九（略）

十 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十一 誓約書

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事

掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び住所）

三（略）

七 事業所の管理者の氏名及び住所

八・九（略）

十 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十一

その他指定に関し必要と認める事項

業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百十九条 法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三・四 (略)

五 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅

(指定通所介護事業者に係る指定の申請)

第百十九条 法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三・四 (略)

五 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）

第二百二十条 法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三 五 （略）

六 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八 十 （略）

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十二 誓約書

（指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第二百二十条 法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

三 五 （略）

六 事業所の平面図及び設備の概要

七 事業所の管理者の氏名及び住所

八 十 （略）

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）

第二百二十一条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

十二 その他指定に関し必要と認める事項

（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請）

第二百二十一条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三〇五 (略)

六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅サービス等基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第四百十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)(並びに設備の概要

七 (略)

八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九〇十二 (略)

十三 指定居宅サービス等基準第三百三十六条(指定居宅サービス等基準第四百十条の十三及び第四百十条の二十五において準用する場合を含む。)(の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十五号を除く。)(に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所

三〇五 (略)

六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅サービス等基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(並びに設備の概要

七 (略)

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九〇十二 (略)

十三 指定居宅サービス等基準第三百三十六条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等)

第二百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名)

三 五 (略)

六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要

七 (略)

八 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

九 十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十三 誓約書

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けよ

(指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請)

第二百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所)

三 五 (略)

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 (略)

八 事業所の管理者の氏名及び住所

九 十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十三 その他指定に関し必要と認める事項

うとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請）

第百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定居宅サービス等基準第七十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定居宅サービス等基準第七十一条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

（指定特定施設入所者生活介護事業者に係る指定の申請）

第二百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三・四 （略）

五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

（指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

第二百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三・四 （略）

五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする）

る。）並びに設備の概要

六（略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 十一（略）

十二 指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

十三（略）

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。以下この章及び第百四十条の三十一において同じ。）の氏名及びその登録番号

十八 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービスを事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

六（略）

七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

八 十一（略）

十二（略）

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第二百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法
(指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)

八 十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十三 誓約書

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請)

第二百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 (略)

四 当該申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 法第七条第十七項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法
(指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)

八 十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 誓約書

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（病院等による指定の申請における必要な書類等）

第二百二十六条 第百十六条から第百十八条まで、第二百二十条又は第

（病院等による指定の申請における必要な書類等）

第二百二十六条 第百十六条から第百十八条まで、第二百二十条又は第

百二十二条の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六条第一項第七号（管理者の免許証の写しに係る部分に限る。）及び第十一号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 （略）

4 第百二十一条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類（第百三十一条の七第一項第五号、第百三十四条第一項第五号及び第百四十条の十四第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。）を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十一条第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

（法第七十条第四項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第百二十六条の二 法第七十条第四項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

（法第七十条第四項の厚生労働省令で定める事項）

第百二十六条の三 法第七十条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- 二 当該指定に係る申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該指定に係る事業の開始の予定年月日

百二十二条の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六条第七号（管理者の免許証の写しに係る部分に限る。）及び第十一号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 （略）

4 第百二十一条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類（第百三十四条第五号において「特別養護老人ホームの認可証等」という。）を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十一条第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

四 利用者の推定数（要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。）

（指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十一条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 訪問介護 第百十四条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 訪問入浴介護 第百十五条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

三 訪問看護 第百十六条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

四 訪問リハビリテーション 第百十七条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

五 居宅療養管理指導 第百十八条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

六 通所介護 第百十九条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

七 通所リハビリテーション 第百二十条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

（指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十一条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 訪問介護 第百十四条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 訪問入浴介護 第百十五条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事項

三 訪問看護 第百十六条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

四 訪問リハビリテーション 第百十七条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで及び第十号に掲げる事項

五 居宅療養管理指導 第百十八条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで及び第十号に掲げる事項

六 通所介護 第百十九条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

七 通所リハビリテーション 第百二十条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで及び第十一号に掲げる事項

八 短期入所生活介護 第二百一十一条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。）

九 短期入所療養介護 第二百二十二条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）から第九号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十 特定施設入居者生活介護 第二百二十三条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項

十一 福祉用具貸与 第二百二十四条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十二 特定福祉用具販売 第二百二十五条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる居宅サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる居宅サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは**誓約書**を添付して行うものとする。

3 （略）

第三節 指定地域密着型サービス事業者

八 短期入所生活介護 第二百一十一条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）から第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。）

九 短期入所療養介護 第二百二十二条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）から第九号まで及び第十二号に掲げる事項

十 認知症対応型共同生活介護 第二百二十三条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

十一 特定施設入居者生活介護 第二百二十四条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

十二 福祉用具貸与 第二百二十五条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十一号までに掲げる居宅サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 （略）

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(当該事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。)の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。)に提出しなければならない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス

事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

- 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- 十二 誓約書
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の十一第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の四 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模

多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点をも有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定地域密着型サービス基準第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十八 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の十一第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 運営規程
 - 九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定地域密着型サービス基準第百五条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
 - 十三 指定地域密着型サービス基準第百五条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
 - 十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
 - 十五 誓約書
 - 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
 - 十八 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の十一第一項の規定に基づき介護予防認知

症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 3 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

第三百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例

等

五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定地域密着型サービス基準第二百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号ま

でに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等）

第三百三十一条の七 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。

一 施設の名称及び開設の場所

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 特別養護老人ホームの認可証等の写し

六 指定地域密着型サービス基準第三百三十一条第四項に規定する本体施設がある場合にあつては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間

七 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要

八 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

九 入所者の推定数

十 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所

十一 運営規程

十二 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十三 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形

態

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項（指定地域密着型サービス基準第百六十九条及び第百八十一条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（指定地域密着型サービス基準第百五十二条第二項（指定地域密着型サービス基準第百六十八条及び第百八十条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十六 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十七 誓約書

十八 役員の氏名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十七号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型サービス事業者の指定の届出）

第百三十一条の八 市町村長は、法第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、次の各号に掲げる当該指定の申請に係る地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項を当該市町村の属する都道府県の知事に届け出なければならない。

一 夜間対応型訪問介護 第百三十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 認知症対応型通所介護 第百三十一条の三第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び利用定員

三 小規模多機能型居宅介護 第百三十一条の四第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録定員

四 認知症対応型共同生活介護 第百三十一条の五第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び利用定員

五 地域密着型特定施設入居者生活介護 第百三十一条の六第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び入居定員

六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び入所定員

（指定地域密着型サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲）

第百三十一条の九 市町村は、法第七十八条の四第四項の規定により、指定地域密着型サービスの基準のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

（指定地域密着型サービスの事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十一条の十 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービス

の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 夜間対応型訪問介護 第三百三十一条の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 認知症対応型通所介護 第三百三十一条の三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三 小規模多機能型居宅介護 第三百三十一条の四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

四 認知症対応型共同生活介護 第三百三十一条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

五 地域密着型特定施設入居者生活介護 第三百三十一条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第三百三十一条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項
前項の届出であつて、同項第二号から第六号までに掲げる地域密着型サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、

誓約書を添付して行うものとする。

3

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した年月日

二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由

三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定地域密着型サービスを受けていた者に対する措置

四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第四節 指定居宅介護支援事業者

（指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等）

第百三十二条 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 五 （略）

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 十二 （略）

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項

十四 法第七十九条第二項各号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（

以下この節において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

（指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請）

第百三十二条 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 五 （略）

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 十二 （略）

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関する事項

十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第七十九条の二第一項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十三条 指定居宅介護支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 （略）

第五節 介護保険施設

（指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等）

第三十四条 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十三条 指定居宅介護支援事業者は、前条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

（指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等）

第三十四条 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

一	(略)
二	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三	六 (略)
七	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)(並びに設備の概要)
八	入所者の推定数
九	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
十	運営規程
十一	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十二	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十三	当該申請に係る事業に係る資産の状況
十四	指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十一条において準用する場合を含む。)(に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十一条において準用する場合を含む。)(に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。))
十五	当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項
十六	法第八十六条第二項各号(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)(に該当しないことを誓約する書面(以下この条及び第百三十五条において「誓約書」という。))
十七	役員の氏名、生年月日及び住所
十八	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十九	その他指定に関し必要と認める事項
2	法第八十六条の二第一項の規定に基づき指定介護老人福祉施設

一	(略)
二	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
三	六 (略)
七	施設の管理者の氏名及び住所
八	運営規程
九	当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項
十	その他指定に関し必要と認める事項

に係る指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（法第八十六条第三項の厚生労働省令で定める事項）

第三百三十四条の二 法第八十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該指定に係る施設の名称及び開設の場所
- 二 当該指定に係る開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該指定に係る事業の開始の予定年月日
- 四 入所者の推定数

（指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等）

第三百三十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、第三百三十四条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第七号、第九号、第十号、第十四号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、**誓約書**を添付して行うものとする。

（指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等）

第三百三十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、前条第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）まで及び第六号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

第三百三十六条 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 九 (略)

十 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所

十一 十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十六 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十七 法第九十四条第三項各号(法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条及び第三百三十七条において「誓約書」という。)

十八 役員の氏名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十 その他許可に関し必要と認める事項

2 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、第八号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)、及び第十五号(協力病院を変更しようとする

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

第三百三十六条 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三 九 (略)

十 施設の管理者の氏名及び住所

十一 十三 (略)

十四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十条第一項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十五 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、第八号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)、及び第十四号(協力病院を変更しようとする

るときに係るものに限る。）に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第九十四条の二第一項の規定に基づき介護老人保健施設の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十七号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている許可の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（法第九十四条第六項の厚生労働省令で定める事項）

第百三十六条の二 法第九十四条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該許可に係る施設の名称及び開設の場所

二 当該許可に係る開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 開設の予定年月日

四 入所者の予定数

（介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等）

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、第百三十六条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員（前条第二項ただし書に規定する部分を除

るときに係るものに限る。）に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

（介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等）

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員（前条第二項ただし書に規定する部分を除く。）に

く。）に係る部分を除く。）、第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護老人保健施設の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、**誓約書**を添付して行うものとする。

（指定介護療養型医療施設に係る指定の申請等）

第百三十八条 法第百七条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三・四（略）

五 施設の使用許可証（当該施設が国の開設する施設であるときは、使用承認書とする。第百三十九条において同じ。）の写し

六 当該申請に係る施設が指定介護療養型医療施設基準第二条第一項から第三項までの規定のいずれの適用を受けるものかの別

七（略）

八 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。第百三十九条において同じ。）並びに設備の概要

九（略）

十 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所

に係る部分を除く。）、第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）及び第十五号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（指定介護療養型医療施設に係る指定の申請等）

第百三十八条 法第百七条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所（当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

三・四（略）

五 施設の使用許可証（当該施設が国の開設する施設であるときは、使用承認書とする。次条において同じ。）の写し

六 当該申請に係る施設が指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条第一項から第三項までの規定のいずれの適用を受けるものかの別

七（略）

八 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。次条において同じ。）並びに設備の概要

九（略）

十 施設の管理者の氏名及び住所

十一 十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十六 法第七百七条第三項各号（法第七百七条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条及び第四百四十条において「誓約書」という。）

十七 役員の氏名、生年月日及び住所

十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十九 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第七百七条の二第一項の規定に基づき指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（法第七百七条第五項の厚生労働省令で定める事項）

第百三十八条の二 法第七百七条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定に係る施設の名称及び開設の場所

二 当該指定に係る開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該指定に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

十一 十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

- 三 当該指定に係る事業の開始の予定年月日
- 四 入院患者の推定数（当該指定に係る事業を行おうとする部分に係るものに限る。）

（指定介護療養型医療施設の入院患者の定員の増加の申請）

第百三十九条 法第百八条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る指定介護療養型医療施設が法人以外の者の開設するものであるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三 八 （略）

（指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定介護療養型医療施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者の役員又は管理者の変更に伴うものは、**誓約書**を添付して行うものとする。

第六節 指定介護予防サービス事業者

（指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の二 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようと

（指定介護療養型医療施設の入院患者の定員の増加の申請）

第百三十九条 法第百八条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所（当該申請に係る指定介護療養型医療施設が法人以外の者の開設するものであるときは、開設者の氏名及び住所）

三 八 （略）

（指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百三十八条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号及び第十四号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定介護療養型医療施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

する者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、

住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第一百五十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規

定に基づき介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第四百四十条の三 法第一百五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
運営規程

七 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

八 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
九 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十

- 十一 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十二 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
- 十三 誓約書
- 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第一百五十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書
- 4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請)

第四百四十条の四 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名)

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別

六 事業所の平面図

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十三 誓約書

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項に規定する訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第百四十条の五 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人

以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別

六 事業所の平面図

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十一 誓約書

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請)

第四百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名)

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。)

五 事業所の病院、診療所又は薬局の別及び提供する介護予防居宅療養管理指導の種類

六 事業所の平面図

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

運営規程

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十 誓約書

十一 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第一百五十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防通所介護事業者に係る指定の申請）

第四百四十条の七 法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

-
- 氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
- 十二 誓約書
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第一百五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
-

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第四百四十条の八 法第一百五条の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五 事業所の種別（病院若しくは指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう。）

六 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の九 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を

、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 当該申請に係る事業を指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあつては、その旨

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定介護予防サービス等基準第二百三十二条第四項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数

八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十一 状態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定介護予防サービス等基準第二百三十七条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）
 - 五 事業所の指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項各号の規定のいずれの適用を受けるものの別
 - 六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
 - 七 当該申請に係る事業を行う事業所（当該事業を行う部分に限る。以下この号において同じ。）における入院患者又は入所者の定員（当該事業所が指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあつては、入院患者の推定数を含む。）
 - 八 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 九 運営規程
 - 十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
 - 十三 誓約書
 - 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護

に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十一 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

- 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する受託介護予防サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
- 十三 指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
- 十五 誓約書
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- 十八 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防

サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第四百四十条の十二 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 法第八条の二第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法（指定介護予防サービス等基準第二百七十三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容）

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十三 誓約書

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第一百五十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第四百四十条の十三 法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき特定介

護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 誓約書

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄

する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第四百四十条の十四 第四百四十条の四から第四百四十条の六まで、第四百四十条の八又は第四百四十条の十の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条の四第一項第七号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)及び第十一号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2 第四百四十条の六の申請を行う者が、薬局において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に当該薬局の開設許可証の写しを添付して行わなければならない。

3 第四百四十条の八又は第四百四十条の十の申請を行う者が、介護老人保健施設においてこれらの規定による申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該介護老人保健施設の開設許可証を添付して行わなければならない。

4 第四百四十条の九の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、特別養護老人ホームの認可証等を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条

の九第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類）

第四百十条の十五 法第一百五十五条の十において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションとする。

第四百十条の十六 法第一百五十五条の十において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設により行われるものに限る。）とする。

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出）

第四百十条の十七 法第一百五十五条の十において準用する法第七十一条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る介護予防サービスの種類
- 三 前号に係る介護予防サービスについて法第七十一条本文に係る指定を不要とする旨

第四百十条の十八 法第一百五十五条の十において準用する法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものと

する。

- 一 当該申出に係る介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る介護予防サービスの種類
- 三 前号に係る介護予防サービスについて法第七十二条本文に係る指定を不要とする旨

（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第四百四十条の十九 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に及び、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 介護予防訪問介護 第四百四十条の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 介護予防訪問入浴介護 第四百四十条の三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、**第十一号**、第十二号及び第十四号に掲げる事項

三 介護予防訪問看護 第四百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

四 介護予防訪問リハビリテーション 第四百四十条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

五 介護予防居宅療養管理指導 第四百四十条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

六 介護予防通所介護 第四百四十条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七

号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

七 介護予防通所リハビリテーション 第四百四十条の八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

八 介護予防短期入所生活介護 第四百四十条の九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。）

九 介護予防短期入所療養介護 第四百四十条の十第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十 介護予防特定施設入居者生活介護 第四百四十条の十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項

十一 介護予防福祉用具貸与 第四百四十条の十二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十二 特定介護予防福祉用具販売 第四百四十条の十三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を

当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定介護予防サービスを受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第四百四十条の二十 法第一百五条の十一第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービス費
の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法百十五条の十九において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第四百四十条の二十一 法百十五条の十一第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サ

-
- 一 サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
 - 二 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
 - 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 四 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
 - 七 利用者の推定数
 - 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 九 運営規程
 - 十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十三 指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
 - 十四 指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
 - 十五 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービスの請求に関する事項
-

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十八 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第一百五十五条の十九において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

第四百四十条の二十二 法第一百五十五条の十一第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 運営規程
 - 九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
 - 十三 指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
 - 十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項
 - 十五 誓約書
 - 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
 - 十八 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けて

いる場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十九において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲）

第百四十条の二十三 市町村は、法第百十五条の十三第四項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス基準のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準、運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第百四十条の二十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業者が行う地域密着型介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 介護予防認知症対応型通所介護 第百四十条の二十第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 介護予防小規模多機能型居宅介護 第百四十条の二十一第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

三 介護予防認知症対応型共同生活介護 第百四十条の二十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定地域密着型介護予防サービスを受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第八節 指定介護予防支援事業者

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第四百四十条の二十五 法第百十五条の二十第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業者の所在地の市町村長に提出しなければならない。

- 一 事業者の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業者の平面図
- 六 事業者の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
- 八 運営規程
- 九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス計画費の請求に関する事項
- 十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十七 その他指定に関し必要と認める事項

（指定介護予防支援の委託の届出）

第四百四十条の二十六 法第百十五条の二十一第三項の規定により、

指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一 指定介護予防支援の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地

二 委託しようとする指定介護予防支援の内容

三 指定介護予防支援の一部を委託しようとする期間

2 指定介護予防支援事業者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

（法第百十五条の二十一第三項の厚生労働省令で定める者）

第四百四十条の二十七 法第百十五条の二十一第三項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

（指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出等）

第四百四十条の二十八 指定介護予防支援事業者は、第四百四十条の二十五第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄す

る市町村長に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、**誓約書**を添付して行うものとする。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定介護予防支援を受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第五章 地域支援事業等

(利用料)

第四百四十条の二十九 法第百十五条の三十八第四項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

(法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業)

第四百四十条の三十 法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業は、法第百十五条の三十八第一項第一号に掲げる事業であつて、特定の被保険者(第一号被保険者に限る。)に対し行われるものの対象となる者の把握を行う事業とする。

(地域包括支援センターの設置の届出)

第四百四十条の三十一 法第百十五条の三十九第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 地域包括支援センター(当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業(法第百十五条の三十九第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。)及び前条に規定

する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の三十九第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 地域包括支援センターの設置の予定年月日

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 地域包括支援センターの平面図

六 職員の職種及び員数

七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 営業日及び営業時間

九 担当する区域

十 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十一 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

（法第百十五条の四十第一項の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の三十二 法第百十五条の四十第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十條の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として民法第三十四条の規定に基づき設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町

村が適当と認めるものとする。

第六章 保険料等

（年金保険者の市町村に対する通知事項）

第四百四十五条 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付（法第三百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の種類及びその支払を行う年金保険者の名称

2（略）

第七章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務

第六十条（略）

2 国民健康保険団体連合会は、法第七十六条の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第四十一条第十項（法第四十六条第七項（法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条第七項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第八章 介護給付費審査委員会

第五章 保険料等

（年金保険者の市町村に対する通知事項）

第四百四十五条 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 通知対象者が支払を受けている老齢退職年金給付（法第三百三十一条に規定する老齢退職年金給付をいう。以下同じ。）の種類及びその支払を行う年金保険者の名称

2（略）

第六章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務

第六十条（略）

2 国民健康保険団体連合会は、法第七十六条の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第四十一条第十項（法第四十六条第七項（法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条第七項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第七章 介護給付費審査委員会

第九章 雑則

（身分を示す証明書の様式）

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第二十四条第一項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第二号

二 法第二十四条第二項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号

二の二 法第四十二条第四項、法第四十二条の三第四項、法第四十五条第九項、法第四十七条第四項、法第四十九条第四項、法第五十四条第四項、法第五十四条の三第四項、法第五十七条第九項及び法第五十九条第四項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号の一

二の三 法第六十九条の二十二第三項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号の三

二の四 法第六十九条の三十二項（法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号の四

三 法第七十六条第二項、法第七十八の六第二項、法第八十三条第二項、法第九十条第二項、法第一百二十二条第二項、法第一百五十六条の六第二項、法第一百五十六条の十五第二項及び法第一百五十六条の二十四第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第四号

四 法第百条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第五号

四の二 法第百十五条の三十四第二項（法第百十五条の三十六第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二

第八章 雑則

（身分を示す証明書の様式）

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第二十四条第一項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第二号

二 法第二十四条第二項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号

三 法第七十六条第二項、法第八十三条第二項、法第九十条第二項及び法第一百二十二条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第四号

四 法第百条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第五号

五 法第百七十二条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第六号

六 法第百九十七条第四項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第五号の二
五 法第七十二条第二項において準用する法第二十四条第三項
の規定により携帯すべき証明書 様式第六号

六 法第九十七条第四項において準用する法第二十四条第三項
の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

七 法第二百二条第二項において準用する法第二十四条第三項の
規定により携帯すべき証明書 様式第八号

第十章 施行法の経過措置等に関する規定

（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第七十条 施行法第十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、
次に掲げる施設に入所又は入院しているものとする。

一 六（略）

七 障害者自立支援法第五十四条第二項の都道府県知事が指定す
る医療機関（当該指定に係る治療等を行うために入院している
者に限る。）

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する施設介護サービス
費の支給の手続）

第七十二条 第八十二条の規定は、施行法第十三条第一項に規定
する旧措置入所者に係る施設介護サービス費の支給について準用
する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とある
のは「指定介護老人福祉施設」と、「指定施設サービス等」とあ
るの「指定介護福祉施設サービス」と、「要介護被保険者（法
第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。
）」とあるのは「要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成
九年法律第二百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置
入所者をいう。以下同じ。）」と、「法第四十八条第二項」とあ

七 法第二百二条第二項において準用する法第二十四条第三項の
規定により携帯すべき証明書 様式第八号

第九章 施行法の経過措置等に関する規定

（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第七十条 施行法第十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、
次に掲げる施設に入所又は入院しているものとする。

一 六（略）

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する施設介護サービス
費の支給の手続）

第七十二条 第八十二条の規定は、施行法第十三条第一項に規定
する旧措置入所者に係る施設介護サービス費の支給について準用
する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とある
のは「指定介護老人福祉施設」と、「指定施設サービス等」とあ
るの「指定介護福祉施設サービス」と、「要介護被保険者（法
第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。
）」とあるのは「要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成
九年法律第二百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置
入所者をいう。以下同じ。）」と、「法第四十八条第二項」とあ

るのは「同法第十三条第三項」と読み替えるものとする。

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二（略）

2（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
第八十三条の 八第一項	（略）	（略）	（略）
	居住又は滞在（以下「 居住等」という。）	居住	
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に
関する経過措置）

第二条 当分の間、第十四条及び第二十二条の十四中「次のとおり」とあるのは「次に掲げる施設及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所」と、第百二十二条第一項第五号中「第百四十二条」とあるのは「附則第五条第一項の規定あるいは指定居宅サービス等基準第百四十二条」と、第百四十条の十第一項第五号中「第百八十七条」とあるのは「附則第五条第一項の規定あるいは指定介護予防サービス等基準第百八十七条」とする。

るのは「同法第十三条第三項」と、「居住又は滞在（以下「居住等」という。）」とあるのは「居住」と読み替えるものとする。

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二（略）

2（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
第八十三条の 八第一項	（略）	（略）	（略）
	居住等	居住	
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

（短期入所療養介護を行う施設に関する経過措置）

第二条 当分の間、第十四条中「次のとおり」とあるのは「次に掲げる施設及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所」と、第百二十二条第五号中「第百四十二条」とあるのは「附則第五条第一項の規定あるいは指定居宅サービス等基準第百四十二条」とする。

(平成十七年改正法の施行に伴う経過措置)

第九条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号。以下「平成十七年改正法」という。)附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項及び平成十七年改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する法第四十八条第一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、認定省令第一条第一項第一号から第五号までに掲げる区分とする。

第十条 平成十七年改正法附則第十条第一項又は第二項の規定により特定施設入居者生活介護に係る法第四十一条本文又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者に係る第十七条の六第一号の適用については、同号中「入居の際」とあるのは「平成十八年四月一日において」とする。

第十一条 平成十七年改正法附則第十条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定居宅サービス事業者(同条第二項の規定により法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において同じ。)若しくは指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地又は指定介護老人福祉施設(平成十七年改正法附則第十条第三項の規定により法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において同じ。)、指定介護療養型医療施設若しくは介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者の事業所又は指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護老人保健施設の名称及び所在地又は

開設の場所並びに当該事業者又は開設者及び管理者の氏名及び住所

二 平成十七年改正法附則第十条第一項の指定又は許可を不要とする旨

第十二条 平成十七年改正法附則第十条第二項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 入居者である要介護者の三親等以内の親族

二 前号に掲げる者のほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該事業所の所在地を管轄する市町村長（当該事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条及び次条において「他の市町村」という。）が行う介護保険の被保険者が入居者である場合には当該他の市町村の長）が認める者

第十三条 平成十七年改正法附則第十条第二項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長（他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該申出に係る指定居宅サービスを利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。）に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 平成十七年改正法附則第十条第二項本文に係る指定を不要とする旨

第十四条 平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める期間は、法附則第八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る平成十七年改正法附則第八条に規定する有効期間とする。

第十五条 平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める要支援状態区分は、認定省令第二条第一項各号に掲げる要支援状態区分とする。

第十六条 平成十七年改正法附則第十三条の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションとする。

第十七条 平成十七年改正法附則第十三条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る保険医療機関若しくは保険薬局又は特定承認保険医療機関の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る保険医療機関若しくは保険薬局又は特定承認保険医療機関の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二 当該申出に係る介護予防サービスの種類

三 前号に係る介護予防サービスについて平成十七年改正法附則第十三条本文に係る指定を不要とする旨

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

（表面）

(一)										(二)										(三)																			
介護保険被保険者証										要介護状態区分等										給付制限																			
被 保 険 者										認定年月日 平成 年 月 日										給付制限 内容 期 間 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 居宅介護支援事業者又は 介護予防支援事業者 及びその事業所の名称 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日 介護保険施設等 種類 名称 種類 名称 入所等年月日 平成 年 月 日 退所等年月日 平成 年 月 日 入所等年月日 平成 年 月 日 退所等年月日 平成 年 月 日										認定の有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日									
										居宅サービス等 区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり																													
										(うち種類支給限度基準額)																				サービスの種類 種類支給限度基準額									
氏名										認定審査会の意見及びサービスの種類の指定																													
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女																																							
交付年月日 平成 年 月 日																																							
保険者番号並びに保険者の名称及び印																																							

(四)

注意事項

- 一 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 二 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口提出してください。
- 三 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であつて、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護の指定居宅サービス(指定介護予防サービスを含む。)又は介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口提出してください。

(五)

- 四 認定の有効期限を超過したときは、保険給付を受けられませんので、認定の有効期限を超過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。
- 五 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い(償還払い)になります。
- 六 居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。
- 七 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の二割です(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)

(六)

- 八 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。
- 九 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 十 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 十一 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 十二 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)等を受けることがあります。

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二（第八十三条の六関係）
（裏 面）

一 この証によつて指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（この証の表面において「老健・療養等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。 二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口に提出してください。 三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	注 意 事 項
--	----------------

（表 面）

介護保険負担限度額認定証									
交付年月日 平成 年 月 日									
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	フリガナ								
	氏 名								
	生 年 月 日	明治・大正・昭和	年	月	日	性 別	男・女		
	適用年月日	平成	年	月	日から				
	有 効 期 限	平成	年	月	日まで				
食費の負担限度額									円
居住費又は滞在費 の 負 担 限 度 額		ユニット型個室 円 ユニット型準個室 円 従来型個室（特養等） 円 従来型個室（老健・療養等） 円 多床室 円							
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 及 者 の 名 称 及 び 印									

備考

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の三（第百七十二条の二関係）
（裏 面）

一 この証によつて指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。 二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特別養護老人ホームの窓口提出してください。 三 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至ったとき又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なくこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	注 意 事 項
--	----------------

（表 面）

介護保険特定負担限度額認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)										
交付年月日					平成 年 月 日					
被 保 険 者	番 号									
	住 所									
	フリガナ									
	氏 名									
	生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日					性 別	男・女		
	適用年月日	平成 年 月 日から								
	有 効 期 限	平成 年 月 日まで								
		食費の特定負担限度額								円
		居住費の特定負担限度額		ユニット型個室						円
				ユニット型準個室						円
				従来型個室						円
				多床室						円
保 険 者 番 号 並 び の 印		 								

備考

- この証の大きさは、縦１２８ミリメートル、横９１ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第二号（第百六十五条の四関係）

（表面）

介護保険検査証
（法第二十四条関係）

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 厚生労働大臣又は都道府県知事 印 官職又は職名 氏 名	介護保険法（抄） （帳簿書類の提示等） 第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。 2 （省略） 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百十三條 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。 2 （省略）
--	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第三号（第百六十五条の四関係）

(表面)

介護保険検査証
(法第二十四条関係)

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 厚生労働大臣又は都道府県知事 印 官職又は職名 氏 名	介護保険法（抄） （帳簿書類の提示等） 第二十四条（省略） 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第三号の次に次の三様式を加える。

様式第三号の二（第百六十五条の四関係）

（表面）

（特例介護予防サービス費の支給） 第五十四条（省略） 2（省略） 3 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （特例地域密着型介護予防サービス費の支給） 第五十四条の三（省略） 2（省略） 3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （介護予防住宅改修費の支給） 第五十七条（省略） 2～7（省略） 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （特例介護予防サービス計画費の支給） 第五十九条（省略） 2（省略） 3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一（省略） 二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の六第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三（省略）	介護保険検査証 法第四十二条・第四十二条の三・ 第四十五条・第四十七条・第四十九条・ 第五十四条・第五十四条の三・ 第五十七条・第五十九条関係
--	---

(裏面)

第 号

平成 年 月 日交付

市町村長

印

官職又は職名 氏 名

介護保険法（抄）

（特例居宅介護サービス費の支給）

第四十二条 （省略）

2 （省略）

3 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に必要であると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（特例地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の三 （省略）

2 （省略）

3 市町村長は、特例地域密着型介護サービス費の支給に必要であると認めるときは、当該支給に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（居宅介護住宅改修費の支給）

第四十五条 （省略）

2～7 （省略）

8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に必要であると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第四十七条 （省略）

2 （省略）

3 市町村長は、特例居宅介護サービス計画費の支給に必要であると認めるときは、当該支給に係る居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅介護支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（特例施設介護サービス費の支給）

第四十九条 （省略）

2 （省略）

3 市町村長は、特例施設介護サービス費の支給に必要であると認めるときは、当該支給に係る施設サービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「施設サービスを担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該施設サービスを担当する者等の当該支給に係る施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第三号の三（第百六十五条の四関係）

（表面）

介護保険検査証
（法第六十九条の二十二関係）

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 厚生労働大臣又は都道府県知事 印 官職又は職名 氏 名	介護保険法（抄） （報告及び検査） 第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。 第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 （省略） 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項（第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第百十五条の三十四第一項（第百十五条の三十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三 （省略）
--	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第三号の四（第百六十五条の四関係）

（表面）

第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （省略）
- 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項（第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第百十五条の三十四第一項（第百十五条の三十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 （省略）

（ 介護保険検査証
法第六十九条の三十、
第六十九条の三十三関係 ）

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 都道府県知事 印 官職又は職名 氏 名	介護保険法（抄） （報告及び検査） 第六十九条の三十 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定試験実施機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （指定研修実施機関の指定等） 第六十九条の三十三 （省略） 2 第六十九条の二十七第二項、第六十九条の二十九及び第六十九条の三十の規定は、指定研修実施機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定試験実施機関」とあるのは「指定研修実施機関」と、「試験事務」とあるのは「研修事務」と読み替えるものとする。 3 （省略）
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第四号及び様式第五号を次のように改める。

様式第四号（第百六十五条の四関係）

（表面）

（報告等） 第百十二条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。 （報告等） 第百十五条の六 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （報告等） 第百十五条の十五 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （報告等） 第百十五条の二十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 （省略） 二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の六第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三 （省略）	介護保険検査証 法第七十六条・第七十八条の六・ 第八十三条・第九十条・第百十二条・ 第百十五条の六・第百十五条の十五・ 第百十五条の二十四関係
---	---

(裏面)

第 号

平成 年 月 日交付

都道府県知事又は市町村長
印

官職又は職名 氏 名

介護保険法（抄）

（報告等）

第七十六條 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第七十八條の六 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第八十三條 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第九十條 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第五号（第百六十五条の四関係）

（表面）

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の六第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 （省略）

介護保険検査証
（法第百条関係）

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 厚生労働大臣又は都道府県知事 印 官職又は職名 氏 名	介護保険法（抄） （報告等） 第百条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。 3 （省略） （緊急時における厚生労働大臣の事務執行） 第二百三条之二 第百条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。 2 （省略）
--	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第五号の二（第百六十五条の四関係）

（表面）

介護保険検査証
（法第百十五条の三十四・
第百十五条の三十六関係）

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 都道府県 知事 印 官職又は職名 氏 名	介護保険法（抄） （報告等） 第百十五条の三十四 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （指定情報公表センターの指定） 第百十五条の三十六 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。 2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。 3 第百十五条の三十第三項及び第百十五条の三十二から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
---	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第九号を次のように改める。

（表 面）

介 護 保 険 被 保 険 者 証			
交 付 年 月 日	新・要介護状態区分等 認定の有効期間 区分支給限度額 (期 間)		認定年月日
被保険者番号	(種類支給限度額)		
氏 名	審査会意見及び サービスの種類の指定		
生 年 月 日	旧・要介護状態区分等 認定の有効期間 区分支給限度額 (期 間)		認定年月日
性 別			
住 所			
保 険 者 番 号	給付制限 (内 容) (期 間)		
保 険 者 名	印	居宅介護支援事業者 届出年月日 又は介護予防支援事業者 及びその事業所の名称	

（裏 面）

注意事項

- 1 この証の交付を受けたときには、大切に保管してください。
- 2 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 3 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の1割です。
- 4 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 5 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 7 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置、利用時支払額を3割とする措置等を受けることがあります。

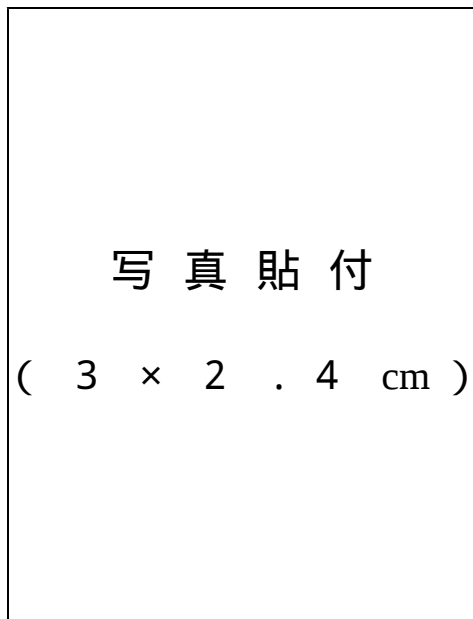
介護保険施設等

種 類	名 称	入 所 入院年月日	退 所 退院年月日

- 備考
- 1 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 - 2 プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 - 3 内部に半導体集積回路を組み込むものとする。
 - 4 審査会意見及びサービスの種類の指定については、表面にはその有無を表示し、当該意見等の内容については、内部の半導体集積回路に記録するものとする。
 - 5 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第九号の次に次の様式を加える。

介 護 支 援 専 門 員 証



登 録 番 号

氏 名

生 年 月 日

住 所

交 付 年 月 日 年 月 日

有効期間満了日 年 月 日

上 記 の 者 は 介 護 支 援 専 門 員 で あ る こ と を 証 明 す る 。

印

都 道 府 県 知 事

(備 考) 写 真 は 、 交 付 申 請 前 6 月 以 内 に 撮 影 し た 無 帽 、 正 面 、 上 半 身 、
無 背 景 の も の と す る 。

注 意

- (1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することとはできない。
- (2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (3) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第二条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点） 第一条の五 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。 （法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜） 第一条の六 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。 第一条の七・第一条の八 （略） （老人居宅生活支援事業の開始の届出） 第一条の九 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 六 （略） 七 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス	（法第六条の二に規定する厚生労働省令で定める施設） 第一条の五 法第六条の二に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人介護支援センターその他これに準ずる施設であつて同条に規定する情報の提供並びに相談及び指導を適切に行うことができる施設とする。 第一条の六・第一条の六の二 （略） （老人居宅生活支援事業の開始の届出） 第一条の七 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 六 （略） 七 老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、種類（認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

事業に係るものを除く。）

八（略）

2（略）

第一条の十・第一条の十一（略）

（法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の十二 法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用をいう。ただし、敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として収受するものを除く。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四の規定により、同条に規定する前払金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

第一条の十四（略）

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第三条の二 法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一条の十四第一項各号に掲げる事項とする。

第五条の二（略）

2 法第三十四条の二第二項により適用された法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二

八（略）

2（略）

第一条の八・第一条の九（略）

（法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の十二 法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用をいう。ただし、敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として収受するものを除く。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四の規定により、同条に規定する前払金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

第一条の十（略）

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第三条の二 法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一条の十第一項各号に掲げる事項とする。

第五条の二（略）

2 法第三十四条の二第二項により読み替えて適用された法第十八条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別

のとおりとする。

3 法第二十九条第七項において準用する法第十八条の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の二のとおりとする。

（法第二十条の七の二に規定する厚生労働省令で定める援助）

第七条 法第二十条の七の二に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において介護を受ける老人（以下この条において「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、介護を受ける老人又は介護を受ける老人を現に養護する者（以下この条において「養護者」という。）と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又は養護者に必要な援助とする。

（法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第二十条の三 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

（法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第二十条の四 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の規定により、登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとする。

（法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の五 法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令

記様式第二のとおりとする。

（法第二十条の七の二に規定する厚生労働省令で定める援助）

第七条 法第二十条の七の二に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において介護を受ける老人（以下この条において「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、法第六条の二に規定する情報の提供並びに相談及び指導、介護を受ける老人又は介護を受ける老人を現に養護する者（以下この条において「養護者」という。）と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又は養護者に必要な援助とする。

（法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の三 法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令

で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 入居定員及び居室数

六 市場調査等による入居者の見込み

七 (略)

八 法第二十九条第五項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額

九 十四 (略)

(帳簿の記載事項等)

第二十條の六 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第三項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録

二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜(以下「日常生活上の便宜」という。)の内容

三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行つた場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容

五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採つた処置の内容

六 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

2 前項の帳簿の保存期間は、その作成の日から二年間とする。

3 第一項各号に定める事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)(により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他

で定める事項は、次のとおりとする。

一 四

五 入所定員及び居室数

六 市場調査等による入所者の見込み

七 (略)

八 入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額

九 十四 (略)

の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

（情報の開示の方法）

第二十条の七 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第四項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。

（法第二十九条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の八 法第二十九条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第二十条の五第十四号に規定する事項とする。

（法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第二十条の九 法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他のいかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用をいう。ただし、敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として収受するものを除く。

（必要な保全措置）

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第五項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

第二十一条 法第二十九条第六項の規定により有料老人ホームを調査する当該職員は、その身分を示す別記様式第四による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければ

第二十一条 法第二十九条第三項の規定により有料老人ホームを調査する当該職員は、その身分を示す別記様式第四による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければ

ばならない。

2 法第三十四条の二第二項により読み替えて適用された法第二十九條第六項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第五のとおりとする。

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九條第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第六項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

(大都市の特例)

第二十三条 老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)第十二條第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十四条 老人福祉法施行令第十二條第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と

ばならない。

2 法第三十四条の二第二項により読み替えて適用された法第二十九條第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第五のとおりとする。

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九條第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

(大都市の特例)

第二十三条 老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)第十二條第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の七第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十四条 老人福祉法施行令第十二條第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の七第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と

、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

附則

3 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下この項において「平成十七年改正介護保険法」という。）

（附則第十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める有料老人ホームは、次のとおりとする。

一 平成十七年改正介護保険法の施行の日（次号において「施行日」という。）の前日までに平成十七年改正介護保険法第十条の規定による改正前の老人福祉法（次号において「旧老人福祉法」という。）第二十九条第一項の届出がなされたもの

二 旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームでないものであつて、施行日の前日までに事業を開始したもの

、第一条の十第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

別記様式第二の次に次の一様式を加える。

別記様式第二の二

質問又は立入検査を行う職員証（第五条の二関係）

第 号

所属庁

職 名 氏 名

右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホームの関係者に対して質問し、又は当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

(表 面)

平成 年 月 日

都道府県知事

氏 名

印

老人福祉法（抄）

（報告の徴収等）

第十八条

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（有料老人ホーム）

第二十九条

6 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

7 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

(裏 面)

備考 この証明書は、日本工業規格 B 列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第四（裏面）中「3」を「6」に、「第二十九条第三項」を「第二十九条第六項」に改める。
別記様式第五（裏面）中「3」を「6」に、「第二十九条第三項及び第四項」を「第二十九条第六項」
及び第八項」に、「法第二十九条第三項」を「法第二十九条第六項」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正）

第三条 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成十一年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成十一年厚生省令第四十四号）（抄）（第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 法第六十条第一項第二号及び第三号に規定する交付金の交付に関する事項 三 （略）	社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の介護保険関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 法第六十条第一項第二号に規定する交付金の交付に関する事項 三 （略）

（社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第四条 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十一年厚生省令第四十五号）（抄）
（第四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（勘定区分） 第二条 （略） 2 支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一 法第五十条第一項に規定する医療保険者からの介護給付費・地域支援事業支援納付金（以下「納付金」という。）の徴収及び市町村に対する法第二百二十五条第一項に規定する介護給付費交付金及び法第二百二十六条第一項に規定する地域支援事業支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に係る経理 二 （略） （事業計画及び資金計画） 第十条 法第六十五条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一 （略） 二 法第六十条第一項第二号及び第三号に規定する交付金の交付に関する事項 三 （略） 2 （略） 3 （略）	（勘定区分） 第二条 （略） 2 支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一 法第五十条第一項に規定する医療保険者からの介護給付費納付金（以下「納付金」という。）の徴収及び市町村に対する法第二百二十五条第一項に規定する介護給付費交付金（以下「交付金」という。）の交付に係る経理 二 （略） （事業計画及び資金計画） 第十条 法第六十五条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一 （略） 二 法第六十条第一項第二号に規定する交付金の交付に関する事項 三 （略） 2 （略） 3 （略）

（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部改正）

第五条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）（抄）
（第五条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（要介護認定の審査判定基準等） 第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、<u>法第二十七条第五項前段（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。</u> 一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。） （又はこれに相当すると認められる状態（次条第一項第二号に該当する状態を除く。）） 二（五）（略） 2 第二号被保険者（法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病（法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。）によって生じたものであるかについての法第二十七条第五項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、<u>法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の主治の医師（以下この項において「主治医」という。）の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び</u>	（要介護認定の審査判定基準等） 第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、<u>法第二十七条第八項前段（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。</u> 一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。） （又はこれに相当すると認められる状態） 二（五）（略） 2 第二号被保険者（法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病（法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。）によって生じたものであるかについての法第二十七条第八項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、<u>法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の主治の医師（以下この項において「主治医」という。）の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第九項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び</u>

第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。

（要支援認定の審査判定基準等）

第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十二条第四項前段（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。

一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

二 要支援二 要介護状態の継続見込期間（法第七条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

2

前条第二項の規定は、第二号被保険者の要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によつて生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中、「法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「法第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）」において準用

第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。

（要支援認定の審査判定基準等）

第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める程度は、要介護認定等基準時間が二十五分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態とし、法第三十二条第四項前段（法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者の状態が前条第一項各号のいずれにも該当せず、かつ、要介護認定等基準時間が二十五分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態に該当するかについて行うものとする。

2

前条第二項の規定は、第二号被保険者の要介護状態となるおそれのある状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によつて生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中、「法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「法第三十二条第二項（法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）」において準用する法第二十七条第六項

する法第二十七条第三項」と、「法第二十七条第六項（法第二十八
条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一
条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「法第三十
二条第五項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三
十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を
含む。）において準用する法第二十七条第六項」と読み替えるも
のとする。

（要介護認定等基準時間）

第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準
時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第
二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項
、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項
、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四
条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を
含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に
掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定
める方法により推計される時間とする。

一〇五 （略）

附 則

第二条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七
十七号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する法第
十九条第一項の厚生労働省令で定める区分は、経過的要介護（要
介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態（当
該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当
すると認められる状態をいう。）に該当するものとする。

と、「法第二十七条第九項（法第二十八条第四項、第二十九条
第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する
場合を含む。）とあるのは「法第三十二条第五項（法第三十三
条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）
において準用する法第二十七条第九項」と読み替えるものとする
。

（要介護認定等基準時間）

第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準
時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第
二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項
、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（第三十三条第四項及
び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準
用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して
行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生
労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

一〇五 （略）

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第六条 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

附則第二条第一項中「特定施設入所者生活介護」を「特定施設入居者生活介護」に改め、「指定居宅介護支援事業者」の下に「又は指定介護予防支援事業者」を、「含む。」の下に「又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第十三条（同令第三十二条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項の表を次のように改める。

介護給付費請求書	様式第一
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅	様式第二

療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	
介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	様式第二の二
短期入所生活介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第三
介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス介護給付費明細書	様式第三の二
介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第四

介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス介護給付費明細書	様式第四の二
病院又は診療所における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第五
病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス介護給付費明細書	様式第五の二
認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く。）に係る地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第六
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く。）に係る地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	様式第六の二
特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第六の三
介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス介護給付費	様式第六の四

明細書	
認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る。）に係る地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第六の五
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る。）に係る地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	様式第六の六
居宅介護支援介護給付費明細書	様式第七
介護予防支援介護給付費明細書	様式第七の二
介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る施設サービス等又は地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第八
介護保健施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第九
介護療養施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第十
給付管理票	様式第十一

○介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）（抄）
（第六条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この省令において「介護給付費」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に規定する居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入居者介護予防サービス費をいう。 2 この省令において「公費負担医療等」とは、次に掲げる給付とする。 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十五条の二の介護扶助 二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十八条の一般疾病医療費の支給 四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費の支給 五 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第四条第一項の規定による医療費の支給 六 （略） 3 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六	（定義） 第一条 この省令において「介護給付費」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に規定する居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、居宅支援サービス費、居宅支援サービス計画費及び特定入所者支援サービス費をいう。 2 この省令において「公費負担医療等」とは、次に掲げる給付とする。 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の更正医療の給付 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十五条の二の介護扶助 四 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十八条の一般疾病医療費の支給 六 （略） 3 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第四十一条第十項（法第四十六条第七項（法第五十八条第

条第七項、**法第四十八條第七項**、**法第五十一條**の二第八項、**法第五十三條**第四項、**法第五十四條**の二第九項、**法第五十八條**第七項及び**法第六十一條**の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）をいう。

4 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費又は公費負担医療等に関する費用（以下「介護給付費等」という。）の請求をしようとする指定居宅サービス事業者（法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援事業者（法第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者（法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四條の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防支援事業者（法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（介護給付費等の請求）

第二条 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定居宅サービス（法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス

四項において準用する場合を含む。）**、法第四十八條**第八項及び**法第五十三條**第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）をいう。

4 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費又は公費負担医療等に関する費用（以下「介護給付費等」という。）の請求をしようとする指定居宅サービス事業者（法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援事業者（法第四十六條に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）又は介護保険施設（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（介護給付費等の請求）

第二条 指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定居宅サービス（法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）又は指定居宅介護支援（法第四十六條第一項に規定する指定

（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）又は指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、居宅サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援の種類に応じて厚生労働大臣が定める区分に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

2
（略）

3| 2
指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）又は指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は介護予防支援の種類に応じて厚生労働大臣が定める区分に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

（介護給付費等の請求の開始等の届出）

居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、居宅サービス又は居宅介護支援の種類に応じて厚生労働大臣が定める区分に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

2
（略）

（介護給付費等の請求の開始等の届出）

第四条 指定居宅サービス事業者等は、第二条の規定による電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる介護給付費等の請求を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

一 (略)

二 請求を行おうとする指定居宅サービス、指定地域密着型サービス若しくは指定居宅介護支援の事業を行う事業所若しくは介護保険施設又は指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業を行う事業所の名称及び所在地

三 五 (略)

2 (略)

附則

(経過措置)

第二条 指定居宅サービス事業者等であつて、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護(以下この項において「居宅療養管理指導等」という。)に係る介護給付費等の請求のみを行うもの、居宅療養管理指導等以外の種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求のみを行うものその他これらに準ずる電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、介護給付費請求書に介護給付費明細書(指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、介護給付費明細書及び給付管理票(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十四条(同令第三十条)において準用する場合を含む。))又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

第四条 指定居宅サービス事業者等は、第二条の規定による電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる介護給付費等の請求を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

一 (略)

二 請求を行おうとする指定居宅サービス若しくは指定居宅介護支援の事業を行う事業所又は介護保険施設の名称及び所在地

三 五 (略)

2 (略)

附則

(経過措置)

第二条 指定居宅サービス事業者等であつて、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護(以下この項において「居宅療養管理指導等」という。)に係る介護給付費等の請求のみを行うもの、居宅療養管理指導等以外の種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求のみを行うものその他これらに準ずる電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、介護給付費請求書に介護給付費明細書(指定居宅介護支援事業者にあつては、介護給付費明細書及び給付管理票(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十四条(同令第三十条)において準用する場合を含む。))に規定する文書をいう。以下同じ。)とする。)を添えて、これを審査支払機関に提出することにより介護給付費等を請求す

の効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第
号）第十三条（同令第三十二条において準用する場合を含む。
）に規定する文書をいう。以下同じ。）とする。）を添えて
、これを審査支払機関に提出することにより介護給付費等を請求
することができる。

ることができる。

様式第一及び様式第二を次のように改める。

様式第一（附則第二条関係）

平成			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

介護給付費請求書

保 険 者

（別 記）殿

下記のとおり請求します。 平成 年 月 日

事業所番号															
請求事業所	名 称														
	所在地	〒					-								
	連絡先														

保険請求

区 分	サービス費用						特定入所者介護サービス費等				
	件 数	単位数 ・点数	費用 合計	保険 請求額	公費 請求額	利用者 負担	件数	費用 合計	利用者 負担	公費 請求額	保険 請求額
居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等											
居宅介護支援・ 介護予防支援											
合 計											

公費請求

区 分		サービス費用				特定入所者介護サービス費等		
		件 数	単位数 ・点数	費用 合計	公費 請求額	件数	費用 合計	公費 請求額
12	生 保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等							
	生 保 居宅介護支援・ 介護予防支援							
10	結核 34 条							
11	結核 35 条							
21	精神 32 条							
15	身障・更生							
19	原爆・一般							
51	特定疾患等 治療研究							
57	障害者・支援措置							
81	被爆者助成							
86	被爆体験者							
87	有機ヒ素・緊急措置							
88	水俣病総合対策 メチル水銀							
合 計								

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第二（附則第二条関係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護）

公費負担者番号										平成										年		月分											
公費受給者番号										保険者番号																							
被保険者	被保険者番号										請求事業者	事業所番号																					
	(フリガナ)											事業所名称																					
	氏名											所在地		〒 -																			
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和				性別		1.男 2.女			所在地																					
	要介護状態区分		経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5									連絡先		電話番号																			
認定有効期間		平成				年				月				日		から		平成				年				月				日		まで	
居宅サービス計画		1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成																															
		事業所番号										事業所名称																					
開始年月日		平成				年				月				日		中止年月日		平成				年				月				日			
中止理由		1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																															
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード				単位数		回数		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数				摘要														
請求額集計欄	サービス種類コード / 名称																																
	サービス実日数		日				日				日				日																		
	計画単位数																																
	限度額管理対象単位数																																
	限度額管理対象外単位数																																
	給付単位数（ のうち 少ない数） +																																
	公費分単位数																																
	単位数単価		円 / 単位				円 / 単位				円 / 単位				円 / 単位																		
	保険請求額																																
	利用者負担額																																
	公費請求額																																
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率		%				受領すべき利用者負担の総額（円）				軽減額（円）				軽減後利用者負担額（円）				備考														
	11 訪問介護																																
	15 通所介護																																
	71 夜間対応型訪問介護																																
	72 認知症対応型通所介護																																
	73 小規模多機能型居宅介護																																
枚中 枚目																																	

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第二の次に次の一様式を加える。

様式第二の二（附則第二条関係）

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書

（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）

公費負担者番号										平成										年		月分										
公費受給者番号										保険者番号																						
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号																			
	(フリガナ)												事業所名称																			
	氏名												所在地	〒																		
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和						性別	1.男 2.女																							
	要支援状態区分	要支援 1・要支援 2																														
認定有効期間	平成			年			月			日	から	平成			年			月			日	まで										
介護予防サービス計画	2.被保険者自己作成 3.介護予防支援事業者作成										事業所番号											事業所名称										
開始年月日	平成			年			月			日	中止年月日	平成			年			月			日											
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																															
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード				単位数		回数		サービス単位数		公費分回数	公費対象単位数				摘要															
請求額集計欄	サービス種類コード / 名称																															
	サービス実日数	日				日				日				日																		
	計画単位数																															
	限度額管理対象単位数																															
	限度額管理対象外単位数																	給付率（/100）														
	給付単位数（少ない数）+ のうち																	保険														
	公費分単位数																	公費														
	単位数単価	円 / 単位				円 / 単位				円 / 単位				円 / 単位				合計														
	保険請求額																															
	利用者負担額																															
	公費請求額																															
	公費分本人負担																															
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%				受領すべき利用者負担の総額（円）				軽減額（円）				軽減後利用者負担額（円）				備考														
	61	介護予防訪問介護																														
	65	介護予防通所介護																														
	74	介護予防認知症対応型通所介護																														
	75	介護予防小規模多機能型居宅介護																														
																						枚中		枚目								

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第三を次のように改める。

様式第三（附則第二条関係）

居宅サービス介護給付費明細書
(短期入所生活介護)

公費負担者番号									
公費受給者番号									

被 保 険 者	被保険者番号										
	(フリガナ)										
	氏名										
	生年月日	1.明治		2.大正		3.昭和		性別	1. 男 2. 女		
			年		月		日				
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5									
認定有効期間	平成			年			月			日	から
	平成			年			月			日	まで

平成				年				月分			
保険者番号											

請 求 事 業 者	事業所番号											
	事業所名称											
	所在地	〒				-						
	連絡先	電話番号										

居 宅 サ ー ビ ス 計 画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成										
	事業所番号										
	事業所名称										

入所年月日	平成				年				月				日			
退所年月日	平成				年				月				日			
短期入所 実日数																

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード				単位数				回数 日数	サービス単位数				公費分 回数等	公費対象単位数				摘要
合計																				

請求額集計欄	区分	保険分					公費分				
	計画単位数										
	限度額管理対象単位数										
	限度額管理対象外単位数										
	給付単位数										
	単位数単価					円 / 単位					
	給付率					/ 100					/ 100
	請求額（円）										
	利用者負担額（円）										

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	合計									
						保険分 請求額(円)		公費分 請求額		公費分本人負担月額

社会福祉法人等による 軽減欄	軽減率					%	受領すべき利用者 負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者 負担額（円）	備考
	21	短期入所生活介護								

	枚中		枚目
--	----	--	----

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第三の次に次の一様式を加える。

様式第三の二（附則第二条関係）

介護予防サービス介護給付費明細書
(介護予防短期入所生活介護)

公費負担者番号										平成				年				月分						
公費受給者番号										保険者番号														
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号											
	(フリガナ)												事業所名称											
	氏名												所在地	〒				-						
	生年月日	1.明治		2.大正		3.昭和		性別	1.男		2.女													
	要支援状態区分	要支援 1・要支援 2																						
	認定有効期間	平成			年			月			日			から										
	平成			年			月			日	まで													
介護予防サービス計画	2.被保険者自己作成 3.介護予防支援事業者作成										入所年月日		平成			年			月			日		
	事業所番号										退所年月日		平成			年			月			日		
	事業所名称										短期入所 実日数													
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード			単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要														
		合計																						
請求額集計欄	区分	保険分				公費分																		
	計画単位数																							
	限度額管理対象単位数																							
	限度額管理対象外単位数																							
	給付単位数																							
	単位数単価					円 / 単位																		
	給付率					/ 100					/ 100													
	請求額（円）																							
利用者負担額（円）																								
特定入所者介護予防サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額														
	合計																							
						保険分 請求額(円)				公費分 請求額	公費分本人負担月額													
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率				%	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考															
	24	介護予防短期入所生活介護																						
										枚中		枚目												

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第四を次のように改める。

様式第四（附則第二条関係）

居宅サービス介護給付費明細書
(介護老人保健施設における短期入所療養介護)

公費負担者番号										平成		年		月分										
公費受給者番号										保険者番号														
被保険者	被保険者番号									請求事業者	事業所番号													
	(フリガナ)										事業所名称													
	氏名										所在地	〒 -												
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和			性別	1.男 2.女					所在地													
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5								連絡先	電話番号													
認定有効期間	平成			年			月			日	から		平成			年			月			日	まで	
居宅サービス計画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成										入所年月日		平成			年			月			日		
	事業所番号										退所年月日		平成			年			月			日		
	事業所名称										短期入所 実日数													
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数	サービス単位数		公費分 回数等	公費対象単位数		摘要											
合計																								
緊急時施設療養費	緊急時傷病名								緊急時治療開始年月日		平成 平成 平成			年 年 年			月 月 月			日 日 日				
	緊急時治療管理(再掲)			単位	単位×				日															
	特定治療	リハビリテーション		点	摘要																			
		処置		点																				
		手術		点																				
		麻酔		点																				
放射線治療		点																						
合計		点																						
往診日数		医療機関名						通院日数		医療機関名														
請求額集計欄	区分		保険分		公費分		保険分特定治療		公費分特定治療															
	計画単位数																							
	限度額管理対象単位数																							
	限度額管理対象外単位数																							
	給付点数・単位数																							
	点数・単位数単価		円/単位				10円/点		10円/点															
	給付率		/100		/100		/100		/100															
	請求額(円)																							
利用者負担額(円)																								
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額														
	合計																							
					保険分請求額(円)				公費分請求額	公費分本人負担月額														

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第四の次に次の一様式を加える。

様式第四の二（附則第二条関係）

介護予防サービス介護給付費明細書
（介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護）

公費負担者番号										平成 年 月分																	
公費受給者番号										保険者番号																	
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号														
	(フリガナ)												事業所名称														
	氏名												〒														
	生年月日	1.明治			2.大正			3.昭和			性別		1.男 2.女														
	要支援状態区分	要支援 1・要支援 2																									
	認定有効期間	平成	年			月			日				から	平成	年			月			日			まで			
介護予防サービス計画	2.被保険者自己作成 3.介護予防支援事業者作成										入所年月日 平成 年 月 日																
	事業所番号										退所年月日 平成 年 月 日																
	事業所名称										短期入所 実日数																
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード			単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要																	
	合計																										
緊急時施設療養費	緊急時傷病名											緊急時治療開始年月日	平成 平成 平成	年 年 年			月 月 月			日 日 日							
	緊急時治療管理（再掲）										単位	単位 ×			日												
	特定治療	リハビリテーション	点			摘要																					
		処置	点																								
		手術	点																								
		麻酔	点																								
		放射線治療	点																								
合計										点																	
往診日数		医療機関名												通院日数		医療機関名											
請求額集計欄	区分	保険分			公費分			保険分特定治療			公費分特定治療																
	計画単位数																										
	限度額管理対象単位数																										
	限度額管理対象外単位数																										
	給付点数・単位数																										
	点数・単位数単価	円 / 単位						10 円 / 点			10 円 / 点																
	給付率	/ 100			/ 100			/ 100			/ 100																
	請求額（円）																										
	利用者負担額（円）																										
特定入所者介護予防サービス費	サービス内容	サービスコード			費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額															
	合計																										
											保険分請求額(円)				公費分請求額	公費分本人負担月額											
										枚中 枚目																	

備考 この用紙は、A 列 4 番とすること。

様式第五を次のように改める。

様式第五（附則第二条関係）

居宅サービス介護給付費明細書
(病院・診療所における短期入所療養介護)

公費負担者番号										平成 年 月分													
公費受給者番号										保険者番号													
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号										
	(フリガナ)												事業所名称										
	氏名												〒										
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 性別 1.男 2.女											所在地										
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5											連絡先	電話番号									
認定有効期間	平成	年 月 日 から																					
	平成	年 月 日 まで																					
居宅サービス計画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成										入所年月日 平成 年 月 日												
	事業所番号										退所年月日 平成 年 月 日												
	事業所名称										短期入所 実日数												
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード				単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要												
		合計																					
特定診療費	傷病名																						
	識別番号	内容				単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要												
	合計																						
請求額集計欄	区分	保険分				公費分				保険分特定診療費				公費分特定診療費									
	計画単位数																						
	限度額管理対象単位数																						
	限度額管理対象外単位数																						
	給付単位数																						
	単位数単価	円 / 単位				10 円 / 単位				10 円 / 単位													
	給付率	/ 100				/ 100				/ 100				/ 100									
	請求額 (円)																						
	利用者負担額 (円)																						
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード				費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額										
		合計																					
					保険分 請求額(円)					公費分 請求額	公費分本人負担月額												
														枚中 枚目									

備考 この用紙は、A 列 4 番とすること。

様式第五の次に次の一様式を加える。

様式第五の二（附則第二条関係）

介護予防サービス介護給付費明細書
(病院・診療所における介護予防短期入所療養介護)

公費負担者番号										平成 年 月分													
公費受給者番号										保険者番号													
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号										
	(フリガナ)												事業所名称										
	氏名												〒										
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 性別 1.男 2.女											所在地										
	要支援状態区分	要支援 1・要支援 2											連絡先	電話番号									
介護予防サービス計画	2.被保険者自己作成 3.介護予防支援事業者作成										入所年月日 平成 年 月 日												
	事業所番号										退所年月日 平成 年 月 日												
	事業所名称										短期入所 実日数												
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード				単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要												
		合計																					
特定診療費	傷病名																						
	識別番号	内容	単位数				回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要												
	合計																						
請求額集計欄	区分	保険分				公費分				保険分特定診療費				公費分特定診療費									
	計画単位数																						
	限度額管理対象単位数																						
	限度額管理対象外単位数																						
	給付単位数																						
	単位数単価	円 / 単位				10 円 / 単位				10 円 / 単位													
	給付率	/ 100				/ 100				/ 100				/ 100									
	請求額 (円)																						
	利用者負担額 (円)																						
特定入所者介護予防サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額													
	合計																						
						保険分 請求額(円)		公費分 請求額	公費分本人負担月額														

枚中 枚目

備考 この用紙は、A 列 4 番とすること。

様式第六を次のように改める。

様式第六（附則第二条関係）

地域密着型サービス介護給付費明細書
(認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))

公費負担者番号										平成				年			月分													
公費受給者番号										保険者番号																				
被保険者	被保険者番号									請求事業者	事業所番号																			
	(7桁)										事業所名称																			
		氏名										所在地	〒				-													
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和						性別	1.男 2.女																					
				年		月			日																					
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5																												
認定有効期間	平成			年			月			日									から											
	平成			年			月			日	まで																			
入居年月日		平成			年			月			日	退居年月日		平成			年			月			日	入居実日数			外泊日数			
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																												

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード			単位数			回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
合計												

請求額集計欄	区分	保険分				公費分			
	単位数合計								
	単位数単価				円 / 単位				
	給付率				/ 100				/ 100
	請求額（円）								
	利用者負担額（円）								

	枚中		枚目
--	----	--	----

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六の次に次の五様式を加える。

様式第六の二（附則第二条関係）

地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書
(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))

公費負担者番号											平成				年			月分										
公費受給者番号											保険者番号																	
被保険者	被保険者番号										請求事業者 事業所番号 事業所名称 所在地 連絡先																	
	(7桁) 氏名																											
	生年月日	1.明治			2.大正		3.昭和			性別											1.男 2.女							
			年			月			日																			
	要支援状態区分	要支援 2																										
認定有効期間	平成			年			月			日	から																	
	平成			年			月			日	まで																	
入居年月日	平成			年			月			日	退居年月日	平成			年			月			日	入居実日数			外泊日数			
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																										

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数				回数 日数	サービス単位数						公費分 回数等	公費対象単位数						摘要
合計																										

請求額集計欄	区分	保険分				公費分			
	単位数合計								
	単位数単価				円 / 単位				
	給付率				/ 100				/ 100
	請求額（円）								
	利用者負担額（円）								

	枚中		枚目
--	----	--	----

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六の三（附則第二条関係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書
（特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護）

公費負担者番号										平成										年		月分			
公費受給者番号										保険者番号															
被保険者	被保険者番号												請求事業者	事業所番号											
	(フリガナ)													事業所名称											
	氏名													所在地		〒 -									
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和				性別		1.男 2.女					所在地											
	要介護状態区分		経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5											所在地											
	認定有効期間		平成		年		月		日		から			平成		年		月		日		まで			
入居年月日		平成		年		月		日		退居年月日		平成		年		月		日		入居実日数		外泊日数			
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																							

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	合計							

請求額集計欄	区分	保険分				公費分			
	外部利用型給付上限単位数								
	外部利用型上限管理対象単位数								
	給付単位数								
	単位数単価	円 / 単位							
	給付率	/ 100				/ 100			
	請求額（円）								
	利用者負担額（円）								

枚中 枚目

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六の四（附則第二条関係）

介護予防サービス介護給付費明細書
（介護予防特定施設入居者生活介護）

公費負担者番号										平成										年		月分					
公費受給者番号										保険者番号																	
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号														
	(フリガナ)												事業所名称														
	氏名												所在地	〒													
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和				性別	1.男 2.女																				
	要支援状態区分	要支援1・要支援2																									
認定有効期間	平成			年			月			日	から	連絡先	電話番号														
	平成			年			月			日	まで																
入居年月日	平成			年			月			日	退居年月日	平成			年			月			日	入居実日数			外泊日数		
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																									

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	合計							

請求額集計欄	区分	保険分	公費分
	外部利用型給付上限単位数		
	外部利用型上限管理対象単位数		
	給付単位数		
	単位数単価	円 / 単位	
	給付率	/ 100	/ 100
	請求額（円）		
	利用者負担額（円）		

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六の五（附則第二条関係）

地域密着型サービス介護給付費明細書
(認知症対応型共同生活介護（短期利用）)

公費負担者番号												平成				年				月分				
公費受給者番号												保険者番号												
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号											
	(フリガナ)												事業所名称											
	氏名												所在地	〒				-						
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和			性別		1.男 2.女																	
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5																						
認定有効期間	平成			年			月			日	から	平成			年			月			日	まで		
居宅サービス計画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成																							
	事業所番号												入居年月日		平成			年			月			日
	事業所名称												退居年月日		平成			年			月			日
												短期利用 実日数												

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
合計								

請求額集計欄	区分	保険分					公費分				
	計画単位数										
	限度額管理対象単位数										
	限度額管理対象外単位数										
	給付単位数										
	単位数単価					円 / 単位					
	給付率					/ 100					/ 100
	請求額（円）										
利用者負担額（円）											

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六の六（附則第二条関係）

地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書
（介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用））

公費負担者番号										平成										年		月分																											
公費受給者番号										保険者番号																																							
被保険者	被保険者番号										請求事業者	事業所番号																																					
	(フリガナ)											事業所名称																																					
	氏名											〒																																					
	生年月日		1.明治		2.大正		3.昭和		性別			1.男		2.女																																			
	要支援状態区分		要支援 2									所在地																																					
認定有効期間		平成				年				月				日		から		平成				年				月				日		まで																	
介護予防サービス計画		2.被保険者自己作成 3.介護予防支援事業者作成										入居年月日		平成				年				月				日		退居年月日		平成				年				月				日		短期利用 実日数					
事業所番号												事業所名称																																					
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード				単位数		回数 日数		サービス単位数				公費分 回数等		公費対象単位数				摘要																												
合計																																																	
請求額集計欄	区分		保険分										公費分																																				
	計画単位数																																																
	限度額管理対象単位数																																																
	限度額管理対象外単位数																																																
	給付単位数																																																
	単位数単価		円 / 単位																																														
	給付率		/ 100										/ 100																																				
	請求額（円）																																																
利用者負担額（円）																																																	
										枚中										枚目																													

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第七を次のように改める。

様式第七（附則第二条関係）

居宅介護支援介護給付費明細書

										平成			年			月分		
公費負担者番号										保険者番号								
居宅介護 支援事業者	事業所 番号									所在地	〒							
	事業所 名称																	
											連絡先	電話番号						
											単位数単価						(円/単位)	

項番	被保険者															請求計算													
	被保険者番号										(フリガナ)						サービスコード												
	公費受給者番号										氏 名																		
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和										性 別	1 . 男 2 . 女					単位数											
				年			月				日																		
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5										認定有効期間	平成			年			月			日	から	請求金額					
											平成			年			月			日	まで								
担当介護支援専門員番号											サービス計画作成依頼届出年月日	平成			年			月			日		摘要						
	被保険者番号										(フリガナ)						サービスコード												
	公費受給者番号										氏 名																		
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和										性 別	1 . 男 2 . 女					単位数											
				年			月				日																		
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5										認定有効期間	平成			年			月			日	から	請求金額					
											平成			年			月			日	まで								
担当介護支援専門員番号											サービス計画作成依頼届出年月日	平成			年			月			日		摘要						
	被保険者番号										(フリガナ)						サービスコード												
	公費受給者番号										氏 名																		
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和										性 別	1 . 男 2 . 女					単位数											
				年			月				日																		
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5										認定有効期間	平成			年			月			日	から	請求金額					
											平成			年			月			日	まで								
担当介護支援専門員番号											サービス計画作成依頼届出年月日	平成			年			月			日		摘要						
	被保険者番号										(フリガナ)						サービスコード												
	公費受給者番号										氏 名																		
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和										性 別	1 . 男 2 . 女					単位数											
				年			月				日																		
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5										認定有効期間	平成			年			月			日	から	請求金額					
											平成			年			月			日	まで								
担当介護支援専門員番号											サービス計画作成依頼届出年月日	平成			年			月			日		摘要						

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第七の次に次の一様式を加える。

様式第七の二（附則第二条関係）

介護予防支援介護給付費明細書																																
															平成			年			月分											
公費負担者番号																				保険者番号												
介護予防 支援事業者	事業所 番号											所在地	〒																			
	事業所 名称												連絡先	電話番号																		
											単位数単価											(円/単位)										
項番	被保険者																			請求計算												
	被保険者番号										(フリガナ)										サービス コード											
	公費受給者番号										氏 名																					
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和								性 別	1.男 2.女										単位数										
			年 月 日																													
	要支援 状態区分		要支援 1・要支援 2								認定 有効期間	平成			年			月			日	から	請求 金額									
											平成			年			月			日	まで											
担当介護支援 専門員番号										サービス計 画作成依頼 届出年月日	平成			年			月			日		摘要										
	被保険者番号										(フリガナ)										サービス コード											
	公費受給者番号										氏 名																					
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和								性 別	1.男 2.女										単位数										
			年 月 日																													
	要支援 状態区分		要支援 1・要支援 2								認定 有効期間	平成			年			月			日	から	請求 金額									
											平成			年			月			日	まで											
担当介護支援 専門員番号										サービス計 画作成依頼 届出年月日	平成			年			月			日		摘要										
	被保険者番号										(フリガナ)										サービス コード											
	公費受給者番号										氏 名																					
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和								性 別	1.男 2.女										単位数										
			年 月 日																													
	要支援 状態区分		要支援 1・要支援 2								認定 有効期間	平成			年			月			日	から	請求 金額									
											平成			年			月			日	まで											
担当介護支援 専門員番号										サービス計 画作成依頼 届出年月日	平成			年			月			日		摘要										
	被保険者番号										(フリガナ)										サービス コード											
	公費受給者番号										氏 名																					
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和								性 別	1.男 2.女										単位数										
			年 月 日																													
	要支援 状態区分		要支援 1・要支援 2								認定 有効期間	平成			年			月			日	から	請求 金額									
											平成			年			月			日	まで											
担当介護支援 専門員番号										サービス計 画作成依頼 届出年月日	平成			年			月			日		摘要										
	被保険者番号										(フリガナ)										サービス コード											
	公費受給者番号										氏 名																					
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和								性 別	1.男 2.女										単位数										
			年 月 日																													
	要支援 状態区分		要支援 1・要支援 2								認定 有効期間	平成			年			月			日	から	請求 金額									
											平成			年			月			日	まで											
担当介護支援 専門員番号										サービス計 画作成依頼 届出年月日	平成			年			月			日		摘要										

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第八から様式第十一までを次のように改める。

様式第八（附則第二条関係）

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書
(介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

公費負担者番号											
公費受給者番号											

被 保 険 者	被保険者番号										
	(フリガナ) 氏名										
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和						性別	1. 男 2. 女		
				年		月					日
要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5						旧措置入所者特例	1. 無 2. 有			
認定有効期間	平成			年			月			日	から
	平成			年			月			日	まで

平成						年						月分	
保険者番号													

請 求 事 業 者	事業所番号												
	事業所名称												
	所在地	〒				-							
連絡先	電話番号												

入所年月日	平成			年			月			日	退所年月日	平成			年			月			日	入所実日数				外泊日数				
退所後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																												

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数				回数 日数	サービス単位数				公費分 回数等	公費対象単位数				摘要
		合計																				

請求額集計欄	区分	保険分				公費分			
	単位数合計								
	単位数単価				円 / 単位				
	給付率				/ 100				/ 100
	請求額（円）								
	利用者負担額（円）								

特定入所者介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額	
合計																				
											保険分 請求額(円)				公費分 請求額				公費分本人負担月額	

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率				%	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）				軽減後利用者負担額（円）				備考
	51	介護福祉施設サービス													
	54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護													

	枚中		枚目
--	----	--	----

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第九（附則第二条関係）

施設サービス等介護給付費明細書
(介護保健施設サービス)

公費負担者番号

公費受給者番号

平成

年

月分

保険者番号

被保険者

被保険者番号

(フリガナ)

氏名

生年月日

1.明治 2.大正 3.昭和

年

月

日

性別

1.男 2.女

要介護状態区分

要介護 1・2・3・4・5

認定有効期間

平成

年

月

日

から

平成

年

月

日

まで

請求事業者

事業所番号

事業所名称

所在地

〒

-

連絡先

電話番号

入所年月日

平成

年

月

日

退所年月日

平成

年

月

日

入所実日数

外泊日数

主傷病

退所後の状況

1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他
6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院

給付費明細欄

サービス内容

サービスコード

単位数

回数
日数

サービス単位数

公費分
回数等

公費対象単位数

摘要

緊急時
傷病名

緊急時治療
開始年月日

平成
平成

年
年

月
月

日
日

緊急時治療管理(再掲)

単位

単位×

日

特定治療

リハビリテーション

処置

手術

麻酔

放射線治療

合計

点

点

点

点

点

点

摘要

往診日数

医療機関名

通院日数

医療機関名

請求額集計欄

区分

保険分

公費分

保険分特定治療

公費分特定治療

点数・単位数合計

点数・単位数単価

円/単位

10円/点

10円/点

給付率

/100

/100

/100

請求額(円)

利用者負担額(円)

特定入所者介護サービス費

サービス内容

サービスコード

費用単価(円)

負担限度額

日数

費用額(円)

保険分

公費日数

公費分

利用者負担額

合計

保険分
請求額(円)

公費分
請求額

公費分本人負担月額

枚中

枚目

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第十（附則第二条関係）

施設サービス等介護給付費明細書
(介護療養施設サービス)

公費負担者番号														平成										年					月分										
公費受給者番号																					保険者番号																		
被 保 険 者	被保険者 番号															請求事業 者										事業所 番号													
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)														事業所 名称																								
	氏名														所在地										〒 -														
	生年月日		1.明治			2.大正			3.昭和			性別	1．男			2．女																							
			年			月			日																														
	要介護 状態区分		要介護 １・２・３・４・５																																				
認定有効 期間		平成			年			月			日	から																											
		平成			年			月			日	まで																											
入院 年月日		平成			年			月			日	退院 年月日	平成			年			月			日	入院実日数			外泊日数													
主傷病														退院後の 状況	1.居宅　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他 6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入院																								
給 付 費 明 細 欄	サービス内容		サービスコード				単位数		回数 日数	サービス単位数		公費分 回数等	公費対象単位数		摘要																								
		合計																																					
特 定 診 療 費	傷病名																																						
	識別番号	内容	単位数		回数	保険分単位数		公費回数	公費分単位数		摘要																												
			合計																																				
請 求 額 集 計 欄	区分		保険分				公費分				保険分特定診療費				公費分特定診療費																								
	単位数合計																																						
	単位数単価				円／単位						10 円 ／ 単位				10 円 ／ 単位																								
	給付率				／ 100						／ 100				／ 100																								
	請求額（円）																																						
	利用者負担額（円）																																						
特 定 人 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数	費用額(円)		保険分		公費日数	公費分		利用者負担額																						
		合計																																					
										保険分 請求額(円)				公費分 請求額				公費分本人負担月額																					

		枚中		枚目
--	--	----	--	----

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第十一（附則第二条関係）

給付管理票（平成 年 月分）

保険者番号						保険者名					
被保険者番号						被保険者氏名					
						フリガナ					
生年月日				性別		要支援・要介護状態区分					
明・大・昭 年 月 日				男・女		要支援１・２ 経過的要介護・要介護１・２・３・４・５					
居宅サービス・介護予防サービス 支給限度基準額						限度額適用期間					
単位／月		平成 年 月		～		平成 年 月					

作成区分													
１． 居宅介護支援事業者作成 ２． 被保険者自己作成 ３． 介護予防支援事業者作成													
居宅介護／介護予防 支援事業所番号													
担当介護支援専門員番号													
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名													
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先													
委託 した 場合	委託先の支援事業所番号												
	介護支援専門員番号												

居宅サービス・介護予防サービス																	
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号 - 事業所番号)									指定 / 基準該当 / 地域密着型 サービス識別	サービス 種類名	サービス 種類コード		給付計画単位数			
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										指定・基準該当・ 地域密着							
										合計							

備考 この用紙は、A列4番とすること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（要介護認定有効期間に係る特例）

第二条 第五条の規定による改正後の要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令附則第二条の区分に該当するものとされた者が介護保険法（以下「法」という。）第十九条第二項に規定する要支援認定を受ける場合における法第三十三条第一項に規定する有効期間（次項において「要支援認定有効期間」という。）は、介護保険法施行規則第五十二条の規定にかかわらず、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間

二 十二月間（市町村が認定審査会（法第十四条第一項に規定する認定審査会をいう。）の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、三月間から十一月間までの範囲内で月を単位として市町村又は特別区が定める期間）

2 要支援認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第二号の期間を要支援認定有効期間とする。

（介護支援専門員に関する省令の廃止）

第三条 介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）は、廃止する。

（居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の上限額の算定方法に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前に介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法（次項において「旧介護保険法」という。）第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費の支給を受けた者に係る第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則（以下「新規則」という。）第七十六条の規定の適用については、同条第一項第三号中「介護予防住宅改修費」とあるのは「介護予防住宅改修費及び介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定により支給された居宅支援住宅改修費」と読み替えるものとする。

2 この省令の施行前に旧介護保険法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費の支給を受けた者に係る新規則第九十五条の適用については、同条第三号中「居宅介護住宅改修費」とあるのは「居宅介護

住宅改修費及び介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定により支給された居宅支援住宅改修費」と読み替えるものとする。

（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成十九年三月三十一日までの間は、新規則第百十三条の二第一号中「期間」とあるのは「期間（言語聴覚士については、その資格を得る前に病院、診療所その他言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）附則第三条に規定する厚生労働省令で定める施設において同法第二条に規定する業務に適法に従事した期間（当該期間が三年を超える場合は、三年とする。）を含み、精神保健福祉士についてはその資格を得る前に病院、診療所その他精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）附則第二条に規定する厚生労働省令で定める施設において同法第二条に規定する相談援助の業務に従事した期間（当該期間が三年を超える場合は、三年とする。）を含む。）とする。

2 施行日から平成十八年九月三十日までの間は、新規則第百十三条の二第二号口中「障害者自立支援法第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業」とあるのは「障害者自立支援法第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業、同法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスを行う事業（

同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第三項に規定する身体障害者サービスを行う事業に限る。」と、同条第三号口中「同条第四項に規定する行動援護を行う事業」とあるのは「同条第四項に規定する行動援護を行う事業、同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護を行う事業」とする。

- 3 この省令の施行前に障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第四条の二第七項に規定する身体障害者サービス事業、障害者自立支援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（以下「旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という。）第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業及び障害者自立支援法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第四条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業に従事していた者は、新規則第百十三条の二第二号口に規定する事業の従事者とみなす。

- 4 この省令の施行前に旧身体障害者福祉法第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業、旧精

神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業及び旧知的障害者福祉法第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業に従事していた者は、新規則第百十三条の二第三号口に規定する事業の従事者とみなす。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則の様式第一号、第一号の二、第一号の三及び第九号による介護保険被保険者証（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十八号）附則第二条の規定により同令第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則の様式第一号及び第九号によるものとみなされた介護保険被保険者証を含む。）、介護保険負担限度額認定証及び介護保険特定負担限度額認定証は、当分の間、新規則の様式第一号、第一号の二、第一号の三及び第九号による介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証及び介護保険特定負担限度額認定証によるものとみなす。

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この省令の施行の日前に行われた指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等に

係る介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求については、なお従前の例による。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第八条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）
（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別療養給付の申請等） 第八十三条 法第九十八条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、日雇特例被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。 一 （略） 二 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス）をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）（特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービス）をいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）（施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス）をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）（施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービス）をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）（介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定	（特別療養給付の申請等） 第八十三条 法第九十八条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、日雇特例被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。 一 （略） 二 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス）をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）（特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第七条第五項に規定する居宅サービス）をいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）（施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス）をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）（施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第七条第二十項に規定する施設サービス）をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者

する指定介護予防サービスという。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日

三 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けた年月日

四 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関若しくは訪問看護ステーション若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養を受けていた同法第二十五条第三項の規定による保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関若しくは同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、

の氏名、住所又は居所及び生年月日

三 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービスを受けた年月日

四 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関若しくは訪問看護ステーション若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養を受けていた同法第二十五条第三項の規定による保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関若しくは同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス

施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

五（略）

27（略）

（傷病手当金の支給の申請）

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 九（略）

十 労務に服することができなかった期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例

サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所若しくは同法第七条第十九項に規定する介護保険施設の名称及び所在地

五（略）

27（略）

（傷病手当金の支給の申請）

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 九（略）

十 労務に服することができなかった期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサ

施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2
2
7 (略)

(埋葬料の支給の申請)

第八十五条 法第百条又は第百五条の規定により埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2
2
3 (略)

五
五
七

サービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等又は特例施設介護サービス費に係る施設サービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2
2
7 (略)

(埋葬料の支給の申請)

第八十五条 法第百条又は第百五条の規定により埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等又は特例施設介護サービス費に係る施設サービスを受けている者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2
2
3 (略)

五
五
七

(船員保険法施行規則の一部改正)

第九条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

○ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）
（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四十四条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ傷病手当金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ 一ノ六ノ三（略） 七 当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給若ハ訪問看護療養費ノ支給若ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給若ハ老人訪問看護療養費ノ支給又ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ノ支給（療養ニ相当スル指定居宅サービス）（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）、特例居宅介護サービス費ノ支給（療養ニ相当スル居宅サービス（同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ之ニ相当スルサービスニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）、施設介護サービス費ノ支給（療養ニ相当スル指定施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）、特例施設介護サービス費ノ支給（療養ニ相当スル施設サービス（同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）、介護予防サービス費ノ支給（療養ニ相当スル指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）若ハ特例介護予防サービス費ノ支給（療養ニ相当スル介護予防サービス（同法第八条ノ二第二項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ以下	第四十四条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ傷病手当金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ 一ノ六ノ三（略） 七 当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給若ハ訪問看護療養費ノ支給若ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給若ハ老人訪問看護療養費ノ支給又ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ノ支給若ハ居宅支援サービス費ノ支給（此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル指定居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）、特例居宅介護サービス費ノ支給若ハ特例居宅支援サービス費ノ支給（此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル居宅サービス（同法第七条第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ之ニ相当スルサービスニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）、施設介護サービス費ノ支給（療養ニ相当スル指定施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）若ハ特例施設介護サービス費ノ支給（療養ニ相当スル施設サービス（同法第七条第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）ヲ受クルトキハ療養ノ給付、入院時食事療養費ニ係ル療養、特定療養費ニ係ル療養若ハ訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療、入院時食事療養費ニ係ル療養、特定療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護

之ニ同ジ）又ハ之ニ相当スルサービスニ係ルモノニ限ル以下之ニ同ジ）ヲ受クルトキハ療養ノ給付、入院時食事療養費ニ係ル療養、特定療養費ニ係ル療養若ハ訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療、入院時食事療養費ニ係ル療養、特定療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス若ハ之ニ相当スルサービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス若ハ特例介護予防サービス費ニ係ル介護予防サービス若ハ之ニ相当スルサービスヲ受ケ始メタル年月日

八ノ十（略）

十一 請求ニ係ル期間内ニ於テ介護保険法ニ依ル居宅介護サービス費ノ支給、特例居宅介護サービス費ノ支給、施設介護サービス費ノ支給、特例施設介護サービス費ノ支給、介護予防サービス費ノ支給又ハ特例介護予防サービス費ノ支給ヲ受ケタルトキハ同法ニ規定スル被保険者証ノ保険者番号、被保険者番号及保険者名称

2ノ6（略）

療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス若ハ之ニ相当スルサービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービスヲ受ケ始メタル年月日

八ノ十（略）

十一 請求ニ係ル期間内ニ於テ介護保険法ニ依ル居宅介護サービス費ノ支給若ハ居宅支援サービス費ノ支給、特例居宅介護サービス費ノ支給若ハ特例居宅支援サービス費ノ支給、施設介護サービス費ノ支給又ハ特例施設介護サービス費ノ支給ヲ受ケタルトキハ同法ニ規定スル被保険者証ノ保険者番号、被保険者番号及保険者名称

2ノ6（略）

（予防接種法施行規則の一部改正）

第十条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）
（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十条 法第十二条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地 四 （略） 2 （略）	第十条 法第十二条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地 四 （略） 2 （略）

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第十一条 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）（抄）
（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（要介護被保険者等の確認） 第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の第二項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。</u> （指定訪問看護の事業の説明） 第七条 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護の場合に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護の場合に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認められた場合には、当該患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならない。	（要介護被保険者等の確認） 第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第七条第五項に規定する居宅サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。</u> （指定訪問看護の事業の説明） 第七条 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護及び介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第七条第八項に規定する訪問看護の場合に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認められた場合には、当該患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならない。

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

第十二条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）（抄）
（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（要介護被保険者等の確認） 第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。</u>	（要介護被保険者等の確認） 第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第七条第五項に規定する居宅サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。</u>

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第十三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

改 正 案	現 行
（特別療養給付の申請） 第二十八条 法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、保険者に提出しなければならない。 一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスという。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスという。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等という。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスという。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスという。以下同じ。）（療養に相当す	（特別療養給付の申請） 第二十八条 法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、保険者に提出しなければならない。 一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスという。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第七条第五項に規定する居宅サービスという。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等という。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第七条第二十項に規定する施設サービスという。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所及び生年月日並びに当該被保険者であつた者が退職

るものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所及び生年月日並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合にあってはその旨

二 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

三 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関若しくは訪問看護ステーション若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養を受けていた同法第二十五条第三項の規定による保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関若しくは同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居

被保険者等であつた場合にあってはその旨

二 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービスを受け始めた年月日

三 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関若しくは訪問看護ステーション若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養を受けていた同法第二十五条第三項の規定による保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関若しくは同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅

宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

四・五（略）
2
12（略）

支援サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所若しくは同法第七条第十九項に規定する介護保険施設の名称及び所在地

四・五（略）
2
12（略）

（賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）
（附則第十四条関係）

（傍線の部分）

改 正 案	現 行
（退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主） 第四条 法第五条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。 一 次に掲げるいずれかの契約を締結した事業主 イ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第三項に規定する退職金共済契約 ロ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）<u>第二条第九項に規定する退職手当共済契約</u> ハ・ニ（略） 二五（略） 2（略）	（退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主） 第四条 法第五条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。 一 次に掲げるいずれかの契約を締結した事業主 イ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第三項に規定する退職金共済契約 ロ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）<u>第二条第七項に規定する退職手当共済契約</u> ハ・ニ（略） 二五（略） 2（略）

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）（抄）
（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（認定の申請） 第十二条 令第八条第一項の申請書は、次に掲げる事項を記載した認定申請書（様式第五号）によらなければならない。 一 三 （略） 四 医療の給付を受けようとする指定医療機関の名称及び所在地並びに当該指定医療機関が指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八十四条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地 2 （略） （令第十一条の厚生労働省令で定める事項） 第十四条 （略） 2 令第十一条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第八条第	（認定の申請） 第十二条 令第八条第一項の申請書は、次に掲げる事項を記載した認定申請書（様式第五号）によらなければならない。 一 三 （略） 四 医療の給付を受けようとする指定医療機関の名称及び所在地並びに当該指定医療機関が指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七十八条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地 2 （略） （令第十一条の厚生労働省令で定める事項） 第十四条 （略） 2 令第十一条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第七條第

四項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サ
ビス（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護に限
る。）に従事する職員の定数

（令第十二条の厚生労働省令で定める事項）

第十七条 令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおり
とする。

一・二（略）

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十
八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、介護保険法
第七十七条第一項若しくは第百十五条の八第一項又は薬事法（
昭和三十五年法律第百四十五号）第七十二条第四項若しくは第
七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

八項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

（令第十二条の厚生労働省令で定める事項）

第十七条 令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおり
とする。

一・二（略）

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十
八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、介護保険法
第七十七条第一項又は薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号
）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項に規定する処分
を受けたとき。

（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第十六条 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）
（抄）
（附則第十六条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。 一〇十五 （略） 十六 削除 十七〇二十六 （略） 二〇二七 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）の規定 二〇二八 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）の規定 二〇二九 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）の規定 三〇 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）の規定 三〇一 （略）	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生大臣が定めるものは、次のとおりとする。 一〇十五 （略） 十六 介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）の規定 十七〇二十六 （略） 二〇二七 （略）

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第十七条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）
（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（看護研修研究センター及び看護職員確保対策官） 第十五条（略） 2、7（略） 8 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び指導課の所掌に属するものを除く。）を行う。 （認知症対策推進室） 第六十六条の二 計画課に、認知症対策推進室を置く。 2 認知症対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。 二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の規定による高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関すること。 3 認知症対策推進室に、室長を置く。 （健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、八十三（略）	（看護研修研究センター及び看護職員確保対策官） 第十五条（略） 2、7（略） 8 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び指導課の所掌に属するものを除く。）を行う。 （認知症対策推進室） 第六十六条の二 計画課に、認知症対策推進室を置く。 2 認知症対策推進室は、認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 3 認知症対策推進室に、室長を置く。 （健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、八十三（略）

八十四～九十二

(福祉課の所掌事務)

第七百十三条 福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十一 (略)

三十二～三十四

(保健福祉課の所掌事務)

第七百四十二条 保健福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十八 (略)

二十九 (略)

八十四 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 第百九十四条に規定する講習会の指定及び監督に關すること。
八十五～九十三

(福祉課の所掌事務)

第七百十三条 福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十一 (略)

三十二 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会の指定及び監督に關すること。

三十三～三十五

(保健福祉課の所掌事務)

第七百四十二条 保健福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十八 (略)

二十九 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会の指定及び監督に關すること。

三十 (略)

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第十八条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）
（附則第十八条関係）

（傍線の部分）

改 正 案	現 行
（加入者情報の通知） 第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連連運営管理機関に通知するものとする。 一・二 （略） 三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日 イへ （略） ト 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）<u>第二条第十一項に規定する被共済職員（以下「退職手当共済契約の被共済職員」という。）</u> チ・リ （略） 2 （略）	（加入者情報の通知） 第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連連運営管理機関に通知するものとする。 一・二 （略） 三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日 イへ （略） ト 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）<u>第二条第九項に規定する被共済職員（以下「退職手当共済契約の被共済職員」という。）</u> チ・リ （略） 2 （略）

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部改正）

第十九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）
（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（医療費の請求） 第四条 法第十六条第一項第一号の医療費（以下「医療費」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。 一 三 （略） 四 副作用による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地 五 （略） 2 （略）	（医療費の請求） 第四条 法第十六条第一項第一号の医療費（以下「医療費」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。 一 三 （略） 四 副作用による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地 五 （略） 2 （略）

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二十条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（抄）
（附則第二十条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の省令の準用） 第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十一（略） 十二 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項、第百三十八条第一項第五号及び第百四十条の十四第一項 十三〇十五（略） 2（略） 附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 令附則第二十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一 健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所の施設並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項に規定する事業所（同法第八条第四項に規定する訪問看護に係るものに限る。）及び同法第百十五条の二第一項に規定する事業所（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）の施設 二〇十（略）	（他の省令の準用） 第二十条 次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十一（略） 十二 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項及び第百三十八条第一項第五号 十三〇十五（略） 2（略） 附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 令第二十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一 健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所の施設及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項に規定する事業所（同法第七条第八項に規定する訪問看護に係るものに限る。）の施設 二〇十（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二十一条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）
（附則第二十一条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---

別表第一（第三条及び第四条関係）
表一

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十七号）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	
(略)	(略)

(略)	
(略)	(略)

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部改正）

第二十二條 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）

（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定医療機関の指定） 第一条（略） 3 法第十六条第二項の指定を受けようとする心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）であつて国以外のものは、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。 一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地 二 当該申請に係る指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）若しくは介護予防サービス事業（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の名称及び所在地 三 管理者の氏名 四 当該訪問看護ステーションにおいて当該指定に係る訪問看護若しくは老人訪問看護又は居宅サービス（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護若しくは同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数	（指定医療機関の指定） 第一条（略） 3 法第十六条第二項の指定を受けようとする心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）であつて国以外のものは、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。 一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地 二 当該申請に係る指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の名称及び所在地 三 管理者の氏名 四 当該訪問看護ステーションにおいて当該指定に係る訪問看護若しくは老人訪問看護又は居宅サービス（介護保険法第七条第八項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数